

第3期
大衡村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
宮城県 大衡村

●● 目 次 ●●

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨・背景	1
第2節	計画の位置付け・計画期間	2
1	計画の位置付け	2
2	計画期間	3
3	SDGsとの関係	3
第3節	策定体制	4
1	子ども・子育て会議の設置	4
2	アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施	4
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	5
第1節	大衡村の現状	5
1	人口	5
2	世帯	7
3	人口動態	8
4	就業状況	10
5	子どもの安全	12
第2節	教育・保育の状況	13
1	保育所（園）・認定こども園・幼稚園等の状況	13
2	小・中学校の状況	14
第3節	子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）	15
1	回答者の概要（就学前児童・小学生児童）	15
2	母親の就労状況（就学前児童・小学生児童）	16
3	教育・保育の利用状況（就学前児童）	17
4	地域子育て支援事業について（就学前児童）	19
5	お子さんの病気の際の対応について（就学前児童・小学生児童）	20
6	放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生児童）	21
第4節	第2期計画での取組状況	22
1	アンケート調査による子育てのやすさ（就学前児童・小学生児童）	22
2	第2期子ども・子育て支援事業実施状況	24
3	教育・保育提供体制の状況	28
4	新たな子ども・子育て支援に向けた方向性の整理	34

第3章 計画の基本理念・基本目標	35
第1節 基本理念	35
第2節 基本目標	36
第4章 子ども子育て支援施策の展開	37
第1節 施策体系	37
第2節 基本施策ごとの取組内容	38
基本目標1 子育て家庭をサポートする環境の整備	38
基本目標2 子どもの心身の健やかな成長の支援	42
基本目標3 地域の子育て力を強化する施策の充実	44
基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保	46
基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実	47
第5章 計画期間における教育・保育の提供（子ども子育て支援事業計画）	50
第1節 教育・保育提供区域の設定	50
第2節 教育保育の提供	52
1 計画期間における児童数の見込み	52
2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	54
第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実	57
1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	57
2 こども誰でも通園制度の制度化、実施に向けた検討	65
第6章 計画の推進に向けて	66
第1節 計画の推進体制	66
第2節 計画の進捗状況の点検・評価	66
資料編	67
資料1 策定スケジュール	67
資料2 大衡村子ども・子育て会議条例	69

第 1 章 計画策定にあたって

第 1 節 計画策定の趣旨・背景

大衡村（以下「本村という。」）では、令和元年度に「大衡村子ども・子育て支援事業計画」を見直し、地域の教育・保育について必要な量を定めるとともに、「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます。」を基本理念として、家庭や地域、事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、子育て家庭の孤立や産後うつ、共働き家庭の増加に加え、新型コロナウイルス感染の流行により教育保育環境や家庭での子育てにも影響を及ぼす状況が続いています。

また、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き地域の子ども・子育て支援の充実や教育・保育の受け皿確保など、社会全体で推進していくことが求められています。

こうした流れの中、国では令和 5 年（2023）に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足するなど、こどもまんなか社会、そして、若い世代が希望通りに結婚し、誰もが安心して子育てができる社会の実現に向けた次元の異なる少子化対策が始まりました。また、次世代育成支援対策推進法が 10 年間延長され、地域や職場における子育てしやすい環境の整備に向け、引き続き地域の事業主の取り組み支援の充実を図ることとされています。

第 2 期計画が令和 6 年度（2024）で最終年度を迎えることを踏まえ、引き続き教育・保育の確保のための提供量に着目した視点を大切にするとともに、本村の子どもとその親が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に推進するため、新たに「第 3 期大衡村子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画という。」）」を策定します。

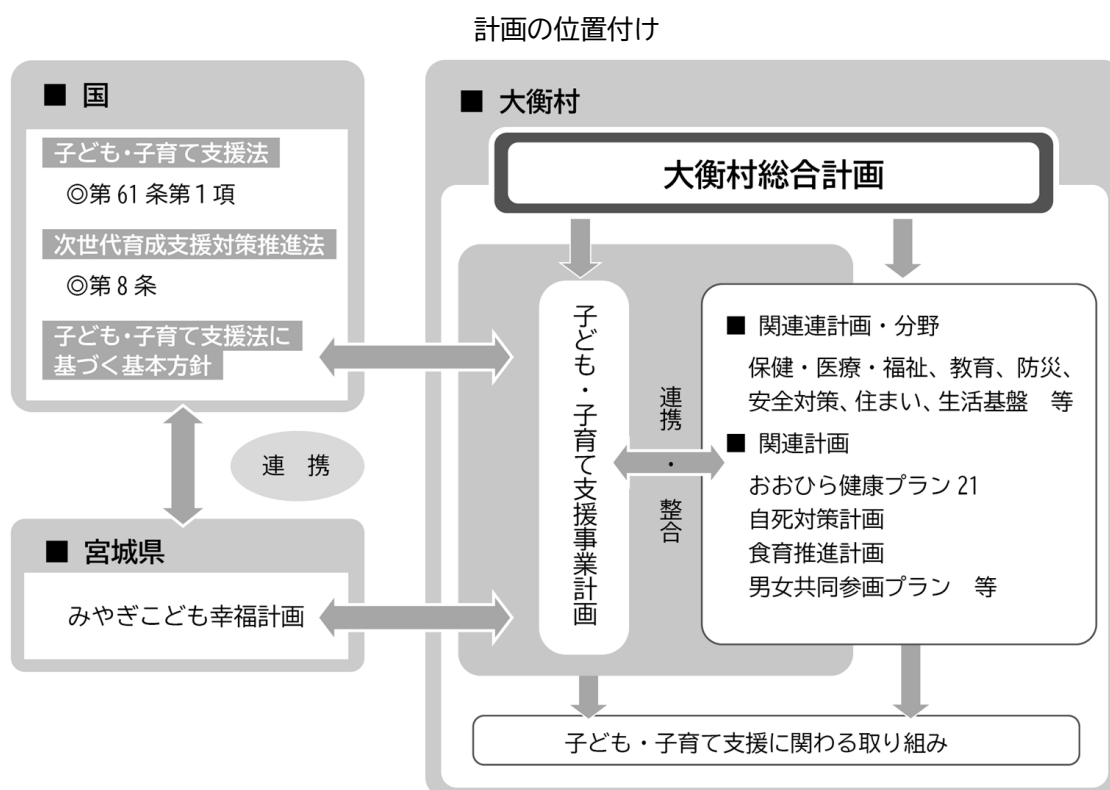
第2節 計画の位置付け・計画期間

1 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、本村が今後進めていく施策の方向性や目標等を定め、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

また、計画の一部を、次世代育成支援対策推進法に基づく本村の次世代育成支援行動計画に位置付け、子ども子育て施策を展開します。

なお、計画の策定にあたっては、宮城県の策定する「みやぎこども幸福計画」や上位計画である「大衡村総合計画」など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。



【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第八条

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

また、国、県の動向を勘案しながら、今後策定が見込まれる「市町村こども計画」との整合を図り、それぞれの支援対象別や重なる部分、社会情勢や本村の状況を踏まえ、子ども・子育て支援施策への反映していくこととします。



3 SDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な社会の実現に向けて、「誰一人取り残さない」ことを目指しており、子どもをはじめとする子育て家庭も取り残されてはならない存在です。

本計画における各施策・事業の推進にあたっては、子どもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携して安心して子どもを産み、育てる環境の実現に向けてSDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。



第3節 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

1 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に定められている「大衡村子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

子ども・子育て会議の役割

- ① 教育・保育施設や地域型保育事業に関する村の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ② 村の「子ども・子育て支援事業計画」の策定、または変更について意見を述べること。
- ③ 村の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

2 アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画策定にあたり、就学前児童及び小学3年生までの保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

アンケート調査実施概要

項目	区分	配布数	回収数	有効回答数	回収率
調査対象	就学前児童	240 票	208 票	206 票	86.7%
	小学生	210 票	157 票	156 票	74.8%
調査期間	令和6年（2024）2月				
調査方法	保育施設・小学校・郵送にて配付・回収				

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

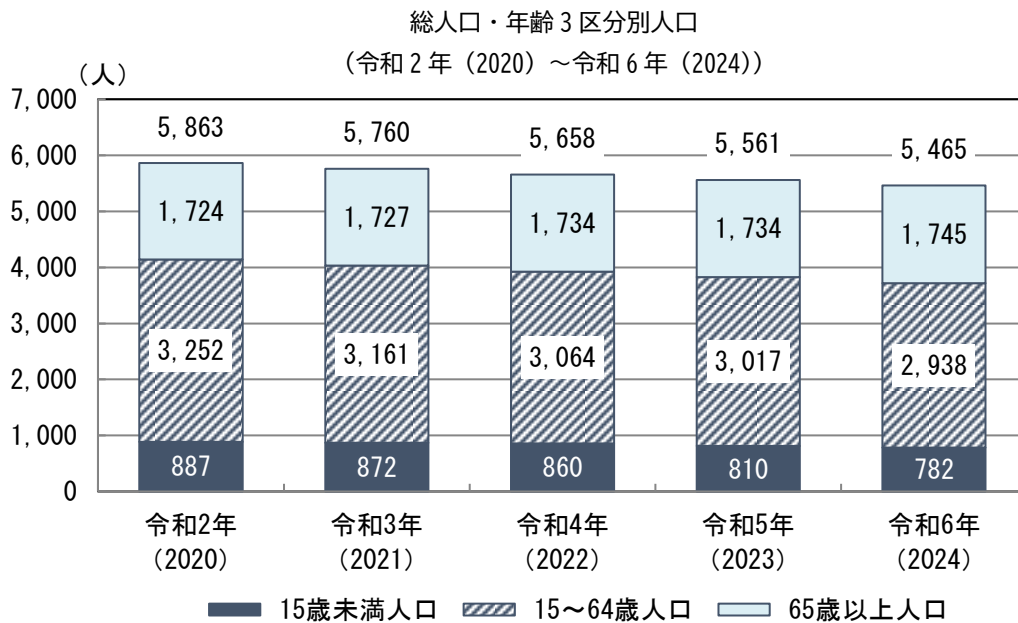
第1節 大衡村の現状

1 人口

(1) 年齢3区分別人口

大衡村の総人口は減少傾向にあり、令和6年(2024)4月1日現在で5,465人(男性2,731人、女性2,734人)となっています。令和2年(2020)からの5年間で6.8%(398人)減少しています。

また、年齢3区分別人口比率をみると、5年間で15歳未満人口が11.8%(105人)、15～64歳人口が9.7%(314人)それぞれ減少している一方で、65歳以上人口は1.2%(21人)増加となっています。



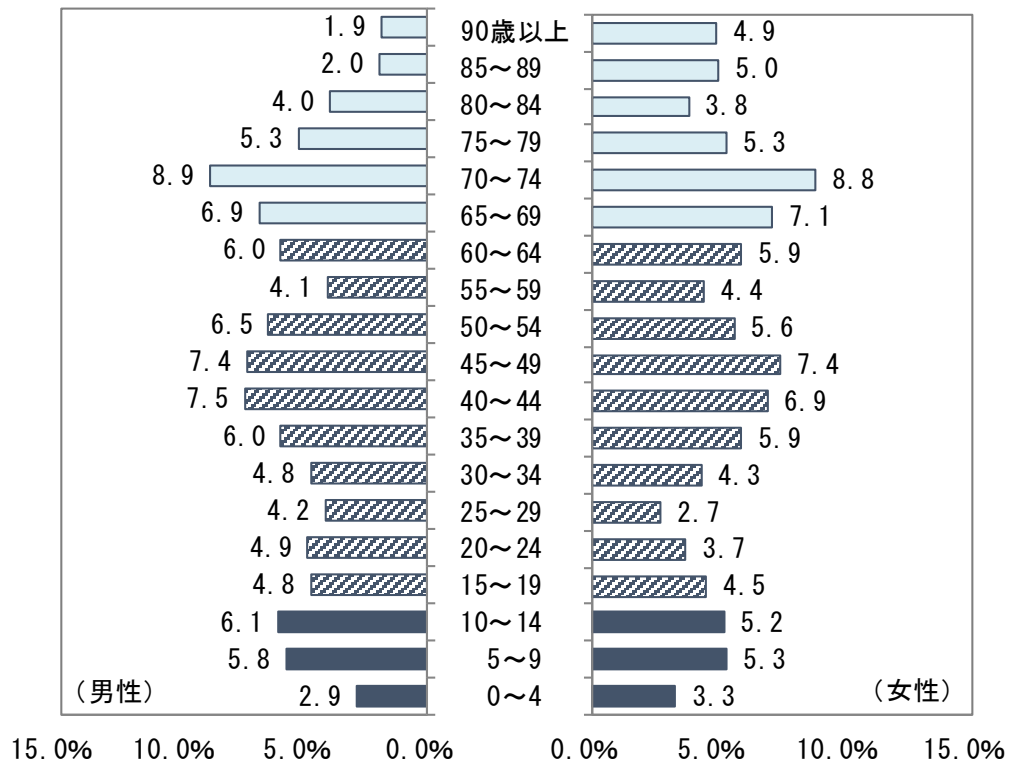
資料：住民基本台帳 各年4月1日

(2) 人口ピラミッド

令和6年(2024年)4月1日の年齢構成をみると、出生数を含む0～4歳は男女ともに3.0%前後で、男女ともに70～74歳の割合が最も高くなっており、女性に関しては85～89歳、90歳以上が約5.0%と、男性よりも割合が高くなっています。

性別・5歳階級別人口(人口ピラミッド)

(令和6年(2024))

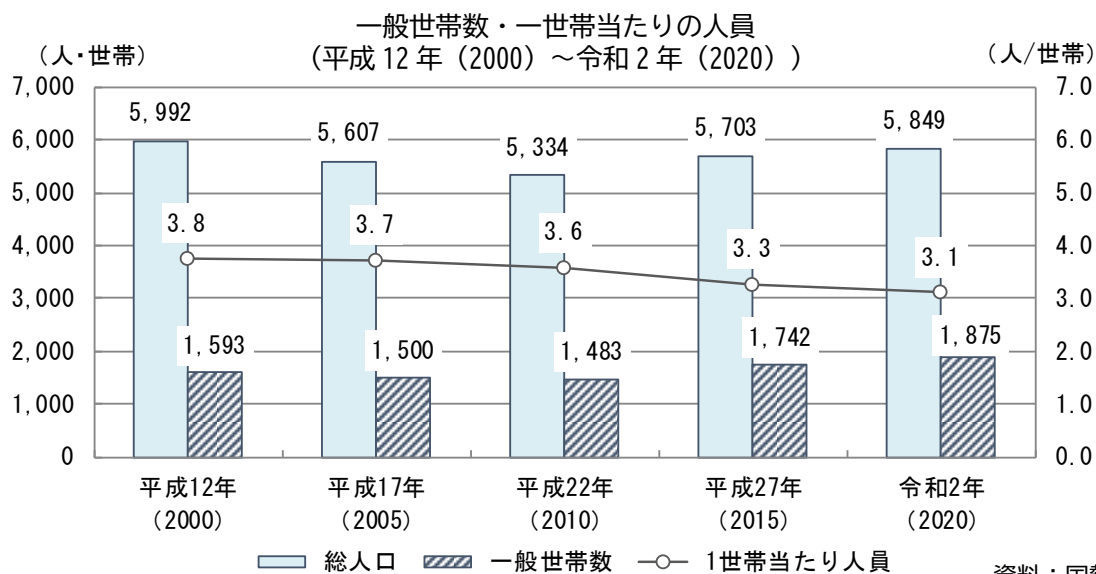


資料：住民基本台帳 令和6年4月1日現在

2 世帯

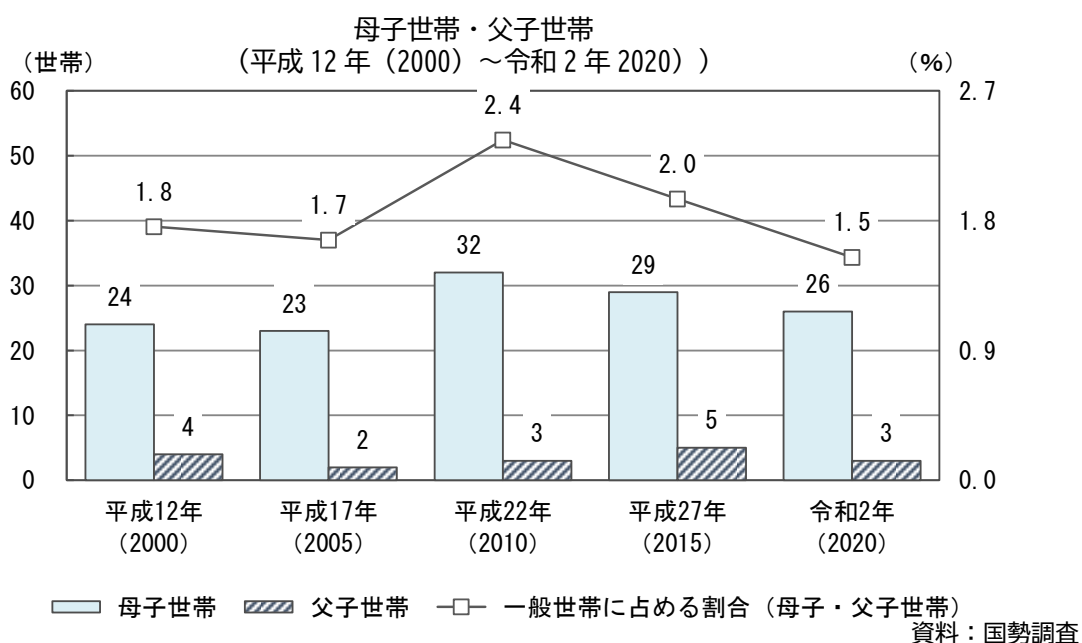
(1) 世帯数・一世帯当たり人員

国勢調査による令和2年(2020)の一般世帯数は1,875世帯で、平成12年(2000)以降減少となっていました。平成27年(2015)以降は増加となっています。一方で、1世帯当たり人員においては減少が続いており、令和2年(2020)は3.1人/世帯となっています。



(2) ひとり親世帯

平成12年(2000)以降の母子・父子世帯は横ばいとなっております。

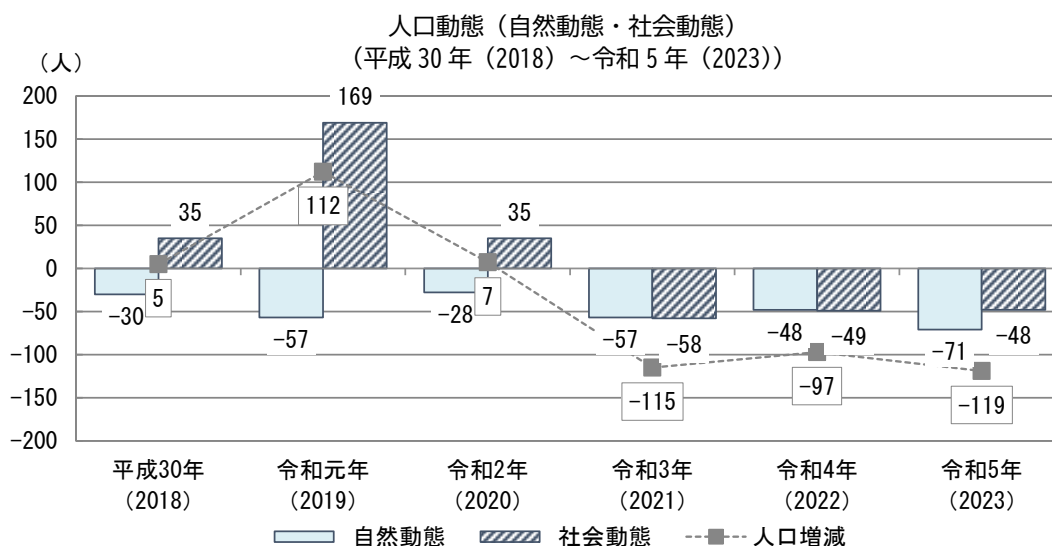


3 人口動態

(1) 自然動態・社会動態

平成30年(2018)からの自然動態(出生・死亡)、社会動態(転入・転出)による人口増減(社会動態-自然動態)の状況をみると、令和2年(2020)までは人口増加推移となっていました。令和3年(2021)以降は、自然動態、社会動態ともに減少推移となっており、令和5年(2023)時点で人口増減は119人の減少となっています。

なお、自然動態は年平均で約50人の減少が続いている一方で、社会動態は、令和2年(2020)までは増加していましたが、令和3年(2021)以降は平均して約50人減少しています。

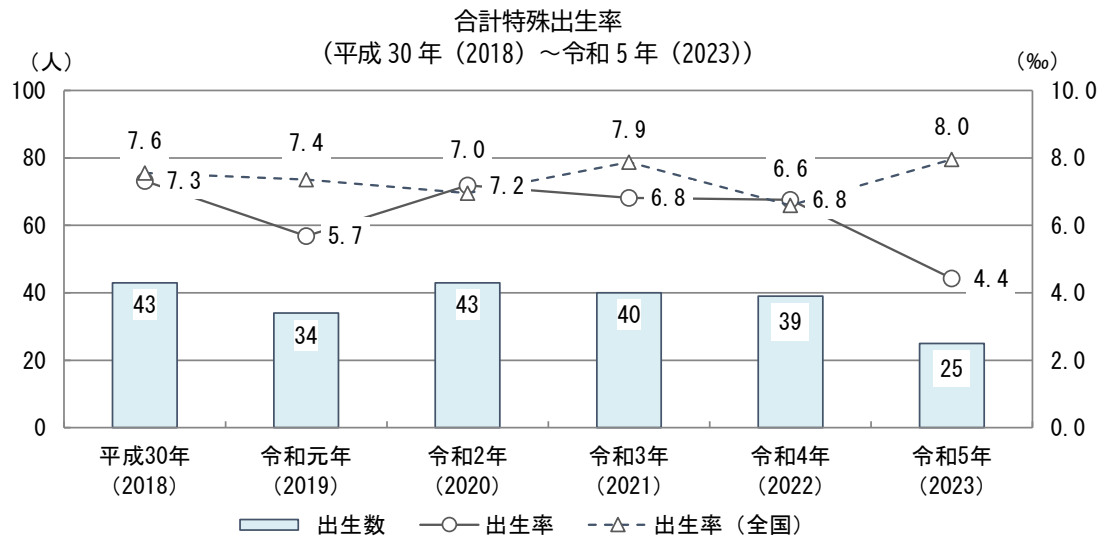


資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(2) 出生の状況

平成 30 年 (2018) から令和 5 年 (2023) の出生数の推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、令和 5 年 (2023) は 25 人となっております。

出生率 (人口千人当たり出生数) についても令和 5 年 (2023) は 4.4‰と、出生数と同様に緩やかな減少傾向がみられ、全国平均の 8.0‰と比べても低い値となっています。

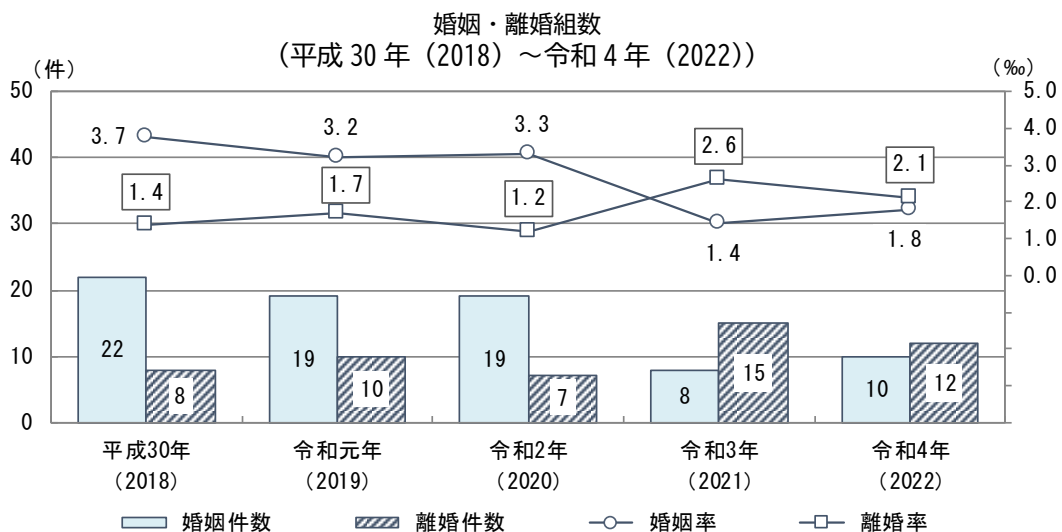


資料：住民基本台帳に基づく人口移動調査年報

(3) 婚姻・離婚件数

婚姻件数及び婚姻率 (人口千人当たり婚姻件数) は、平成 30 年 (2018) の 22 件 (3.7‰) をピークに減少傾向にあります。

離婚件数及び離婚率 (人口千人当たり離婚件数) は、令和 3 年 (2021) に婚姻件数を上回り、令和 4 年 (2022) には 12 件 (2.1‰) となっています。

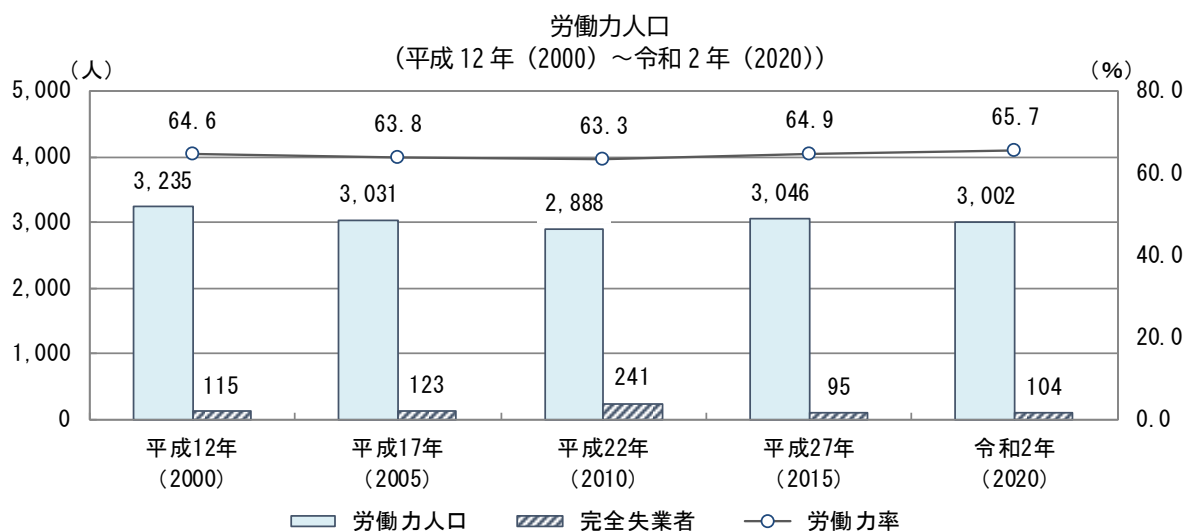


資料：人口動態統計

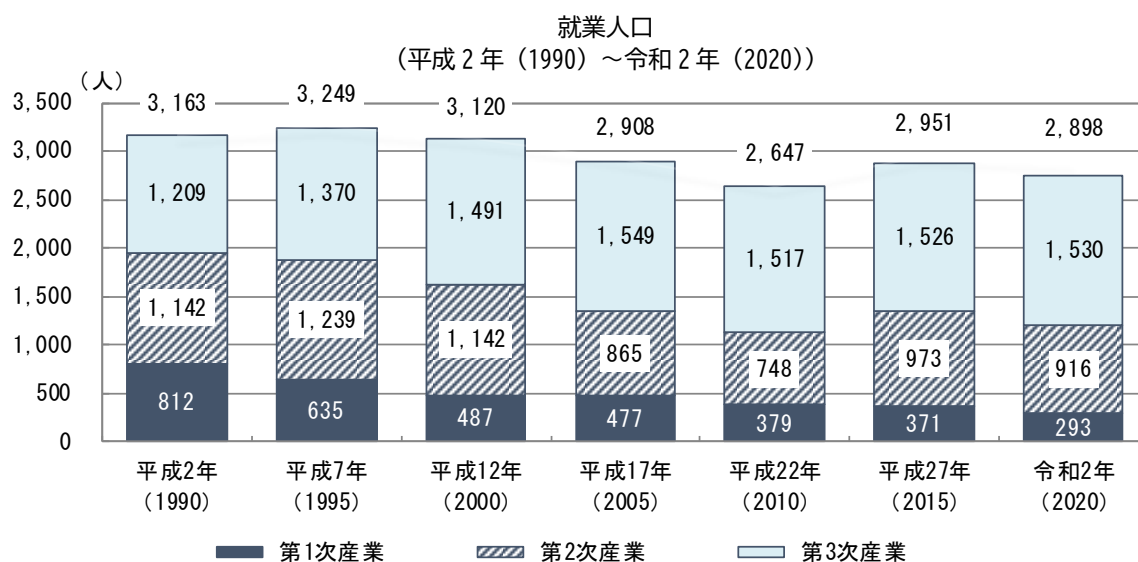
4 就業状況

(1) 労働力人口・産業構造

労働力人口の推移をみると、平成 12 年（2000）以降横倍となっており、令和 2 年（2020）には 3,002 人となっている一方で、労働力率は 65.7%と増加傾向にあります。



また、就業者数からみる本村の産業構造は、第 3 次産業中心の産業構造を形成しています。令和 2 年（2020）就業者数は 2,898 人で、平成 27 年（2015）より 53 人減少しています。



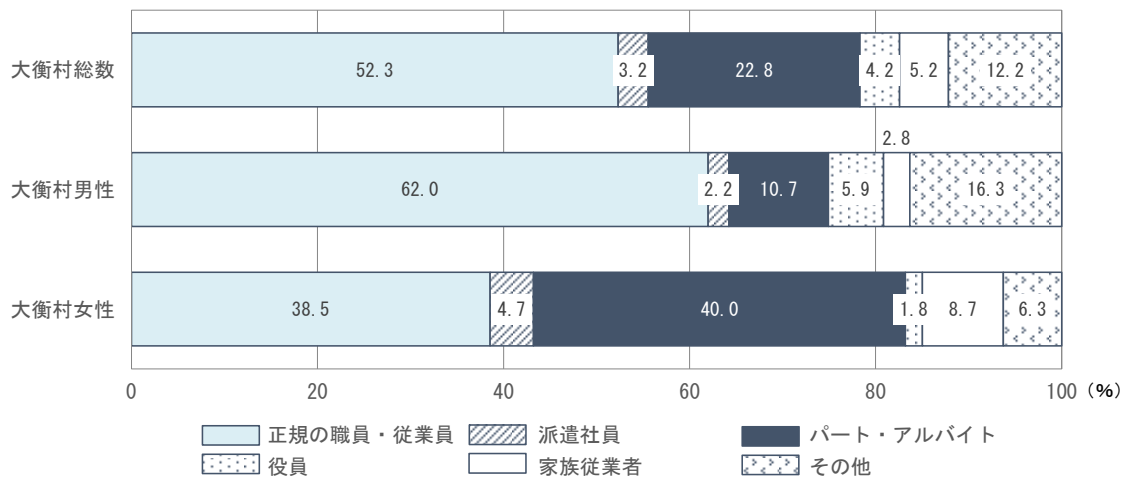
※ 就業者数の合計は分類不能を含むため、第 1 次・第 2 次・第 3 次産業の合計と一致しない場合があります。

資料：国勢調査

(2) 従業上の地位

女性の従業上の地位をみると、「派遣社員」、「パート・アルバイト」、「家族従業者」の割合が男性よりも高くなっており、特に「パート・アルバイト」は男性の約4倍となっています。

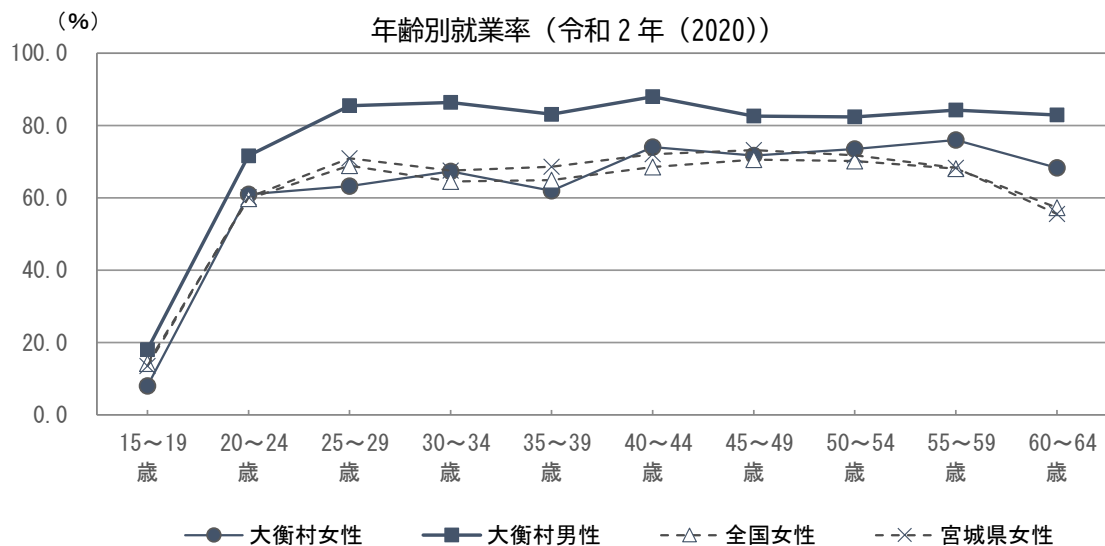
性別・従業上の地位別の割合（令和2年（2020））



資料：国勢調査

(3) 年齢別就業率

年齢別就業率の推移をみると、大衡村の女性は全国や宮城県的女性と似た就業率となっており、結婚・出産期にあたる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」が浅くではありますがみられます。



資料：国勢調査

5 子どもの安全

村内の犯罪認知件数は、おおむね 7～18 件程度で推移しており、各年で増減しています。

また、近年の声かけ事案等では令和 2 年度（2020）の 4 件が最も多く、令和 5 年度（2023）は 1 件発生しています。

犯罪認知件数・声かけ事案等
（令和 2 年度（2020）～令和 5 年度（2023））（単位：件）

区 分	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
犯罪認知件数	17	7	18	18
声かけ事案等	4	2	0	1

資料：宮城県 犯罪と防犯

第2節 教育・保育の状況

1 保育所（園）・認定こども園・幼稚園等の状況

大衡村内の保育施設については、令和6年度（2024）時点で運営されている保育園が1か所、認定こども園が1か所となっており、小規模保育事業については令和5年度（2023）より休園しています。

利用している児童数は、保育園・認定こども園ともに減少傾向となっており、充足率は保育園で73.3%、認定こども園で95.2%となっています。

■保育園の児童数の推移

（単位：人）

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員（充足率）
ききょう平保育園	24	32	33	28	22	30 (73.3%)

資料：大衡村（各年4月1日現在）

■認定こども園の児童数の推移

（単位：人）

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員（充足率）
おおひら万葉こども園	208	181	159	137	119	125 (95.2%)

資料：大衡村（各年4月1日現在）

■小規模保育事業の児童数の推移

（単位：人）

施設名	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和6年度 定員（充足率）
万葉にこここ保育園	12	8	6	-	-	- (-)

資料：大衡村（各年4月1日現在）

2 小・中学校の状況

大衡村内には令和 6 年度（2024）時点で小学校と中学校がそれぞれ 1 校あります。
児童・生徒数の推移をみると、小学校、中学校の生徒数ともに横ばいが続いています。

■小学校別児童数の推移

（単位：人）

学校名	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
大衡小学校	358	382	386	391	386
小学 1 年生	62	76	59	63	54
小学 2 年生	66	60	76	60	64
小学 3 年生	56	66	61	77	59
小学 4 年生	62	55	68	60	71
小学 5 年生	56	62	53	70	56
小学 6 年生	49	58	63	53	68
特別支援学級	7	5	6	8	14

資料：各年 5 月 1 日 大衡村 学校基本調査

■中学校別児童数の推移

（単位：人）

学校名	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
大衡中学校	169	158	168	161	163
中学 1 年生	66	46	52	58	48
中学 2 年生	43	66	46	54	58
中学 3 年生	59	42	66	45	54
特別支援学級	1	4	4	4	3

資料：各年 5 月 1 日 大衡村 学校基本調査

第3節 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）

アンケート調査結果のみかた

- 図表に示す「n」は当該設問の回答者数を示しています。
- 図表の構成比（百分率）は、回答者数を100%として算出しており、小数点第2位以下を四捨五入して表記しており、比率の合計が100.0%とならない場合があります。また、複数回答の設問では各比率の合計が100.0%を超える場合があります。

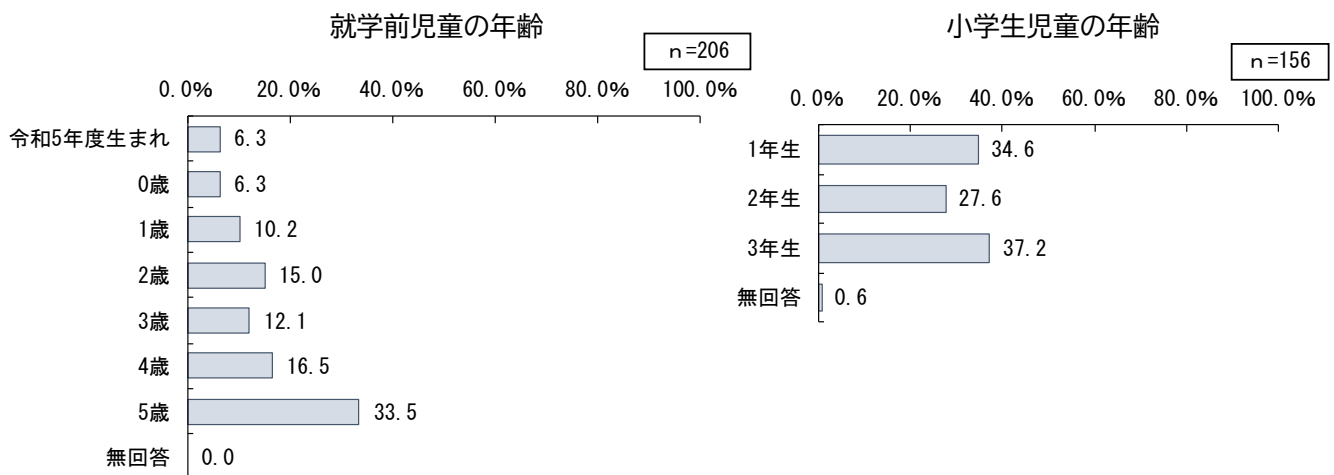
1 回答者の概要（就学前児童・小学生児童）

（1）お子さんの年齢・きょうだいの数

- ◎ 就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2 歳児のいる家庭」が4割、「3 歳児以上のいる家庭」が6割を占めています。
- ◎ 小学生児童のいる家庭の回答は、「小学1年生」、「小学2年生」が3割、「小学3年生」が4割となっています。

お子さんの年齢から就学前児童のいる家庭の回答は、「0～2 歳児のいる家庭」が37.8%、「3 歳児以上のいる家庭」が62.1%となっています。

また、小学生児童のいる家庭の回答は、「小学1年生」が34.6%、「小学2年生」が27.6%、「小学3年生」が37.2%となっています。



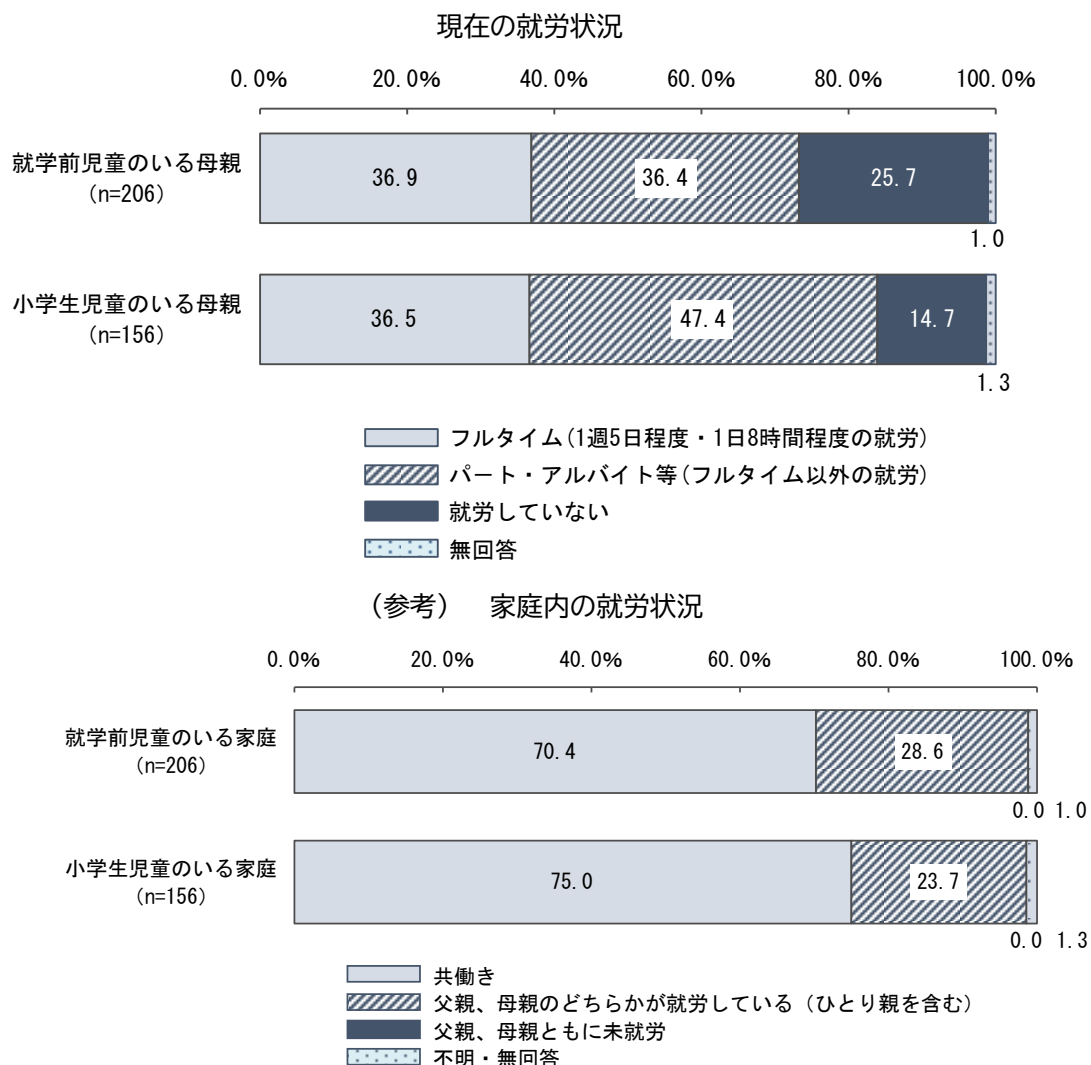
2 母親の就労状況（就学前児童・小学生児童）

（1）母親の就労状況

- ◎ 回答のあった母親の就労している割合（現在休業中を含む）は、就学前児童の保護者の7割、小学生児童の保護の8割を占めています。
- ◎ 家庭内の就労状況として“共働き”の割合は、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、7割以上を占めています。

現在は育児休業、介護休業中の方を含めた母親の就労状況について、就学前児童の保護者では、「就労している（フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労）」（36.9%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（36.4%）を合わせた就労している方は7割（73.3%）、小学生児童の保護者では、「就労している（フルタイム）」（36.5%）、「就労している（パートタイム、アルバイト等）」（47.4%）を合わせた就労している割合は8割（83.9%）となっています。

参考までに、父親の就労状況と母親の就労状況の状況から、家庭内の就労状況を見ると、ともに就労している家庭（共働き）は、就学前児童のいる家庭で70.4%、小学生児童のいる家庭で75.0%となっています。



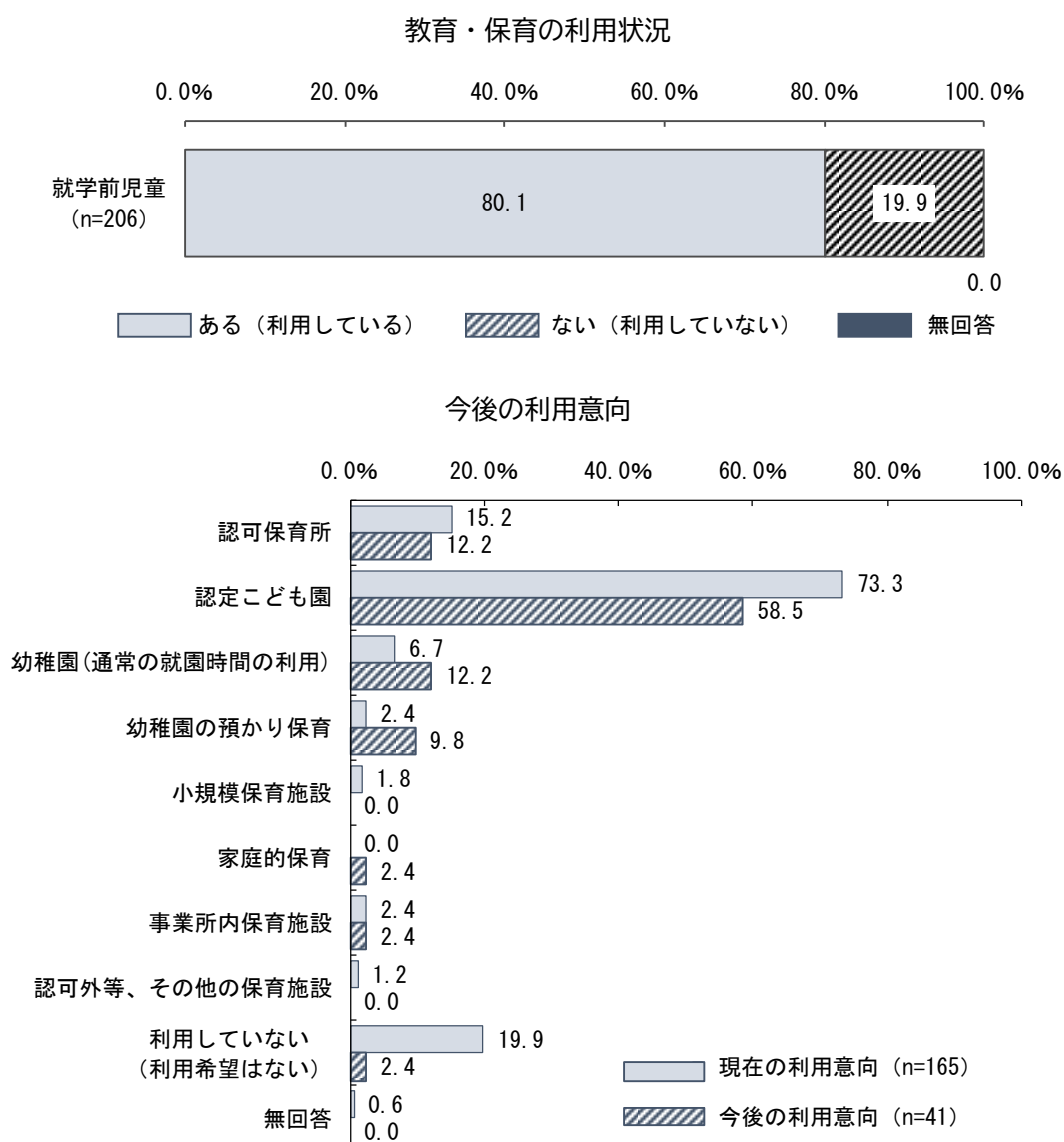
3 教育・保育の利用状況（就学前児童）

（１）教育・保育の利用状況・今後の利用意向

◎ 回答のあった就学前児童の教育・保育施設の利用割合は 8 割、主な利用は、「認定こども園」、「認可保育所」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」となっています。

就学前児童の教育・保育施設を現在「ある（利用している）」割合は 8 割（80.1％）で、利用しているサービスとしては、「認定こども園」（73.3％）、「認可保育所」（15.2％）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（6.7％）を上位に挙げています。

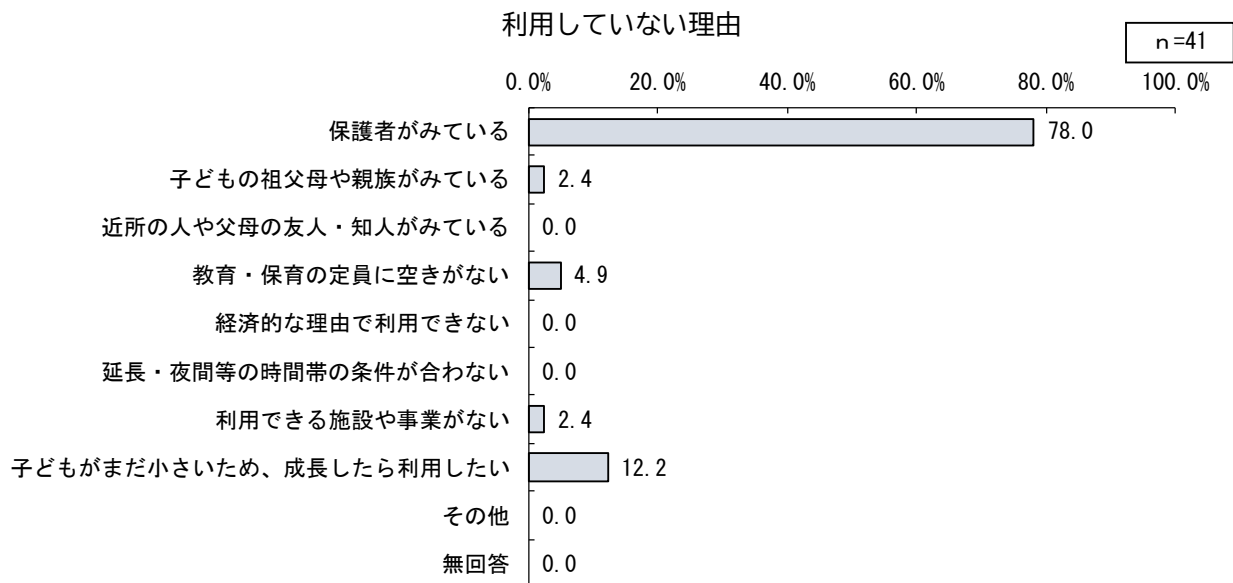
また、今後の定期的な利用の意向としては「認定こども園」（58.5％）、「認可保育所」、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（ともに 12.2％）を挙げています。



(2) 利用していない理由

◎ 教育・保育施設を「利用していない」方の8割は、「保護者がみている」ことを理由として挙げています。

定期的な教育・保育施設等を「利用していない」と回答した方（n=41）の利用していない理由として、「保護者がみている」（78.0％）を最上位に挙げています。次いで「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が12.2％、「教育・保育の定員に空きがない」が4.9％となっています。

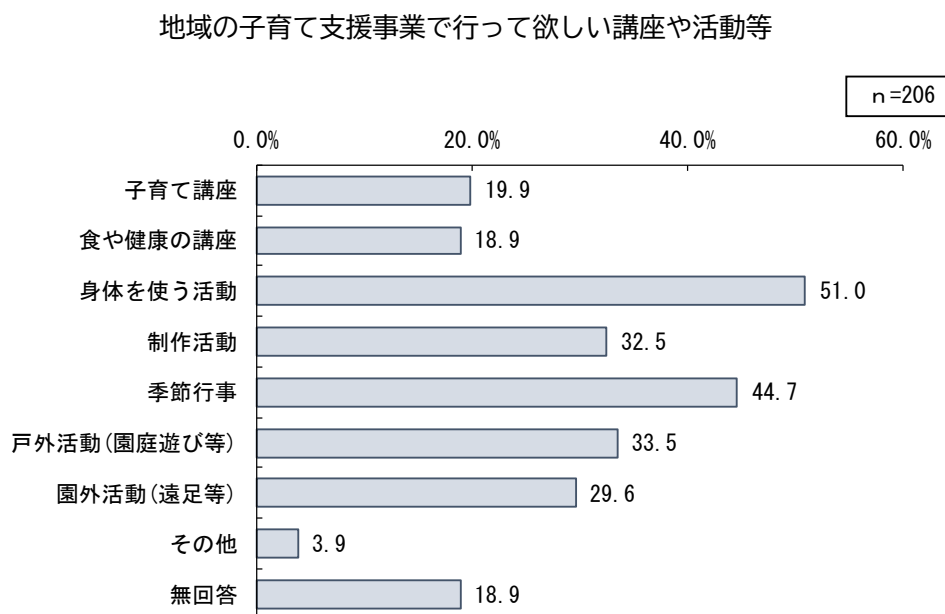
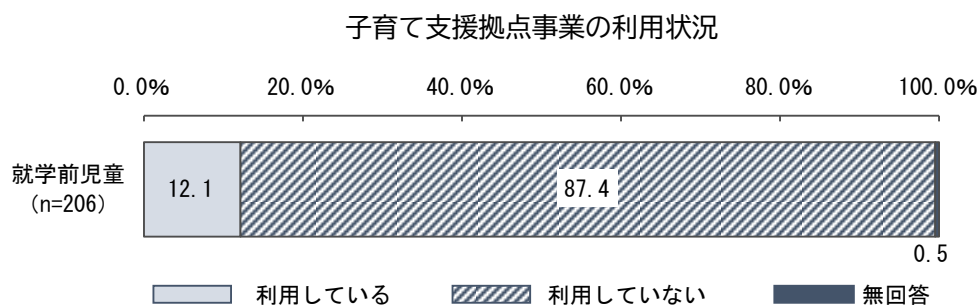


4 地域子育て支援事業について（就学前児童）

- ◎ 就学前児童のいる家庭の1割が、村内の地域子育て支援拠点を「利用している」と回答しています。
- ◎ 地域の子育て支援事業で行って欲しい講座や活動等では、「身体を使う活動」が最上位に挙がっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況として、「地域子育て支援拠点事業」の利用は12.1%となっています。

また、地域の子育て支援事業で行って欲しい講座や活動等については、「身体を使う活動」が51.0%と最も多くなっており、次いで「季節行事」（44.7%）、「戸外活動（園庭遊び等）」（33.5%）を上位に挙げています。



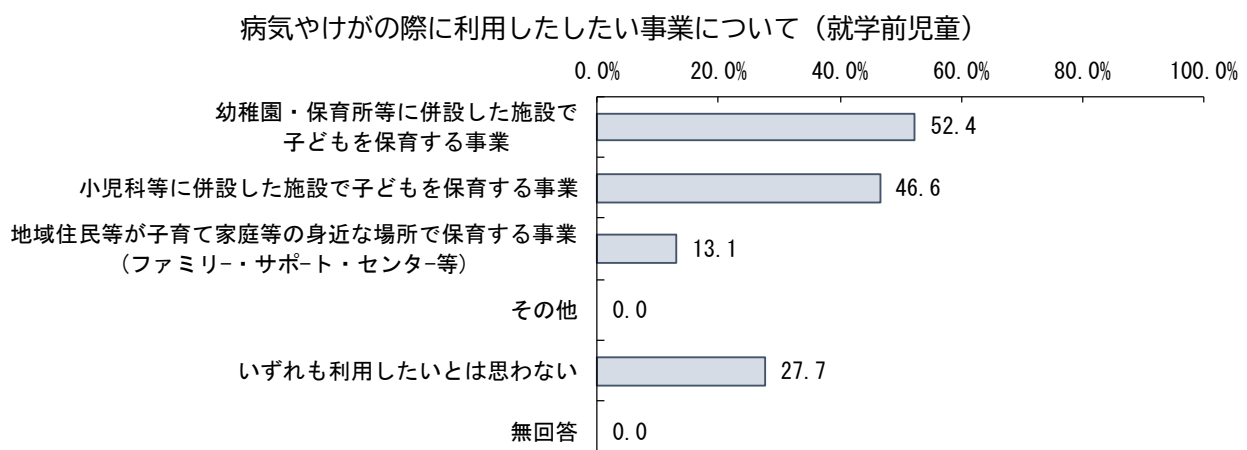
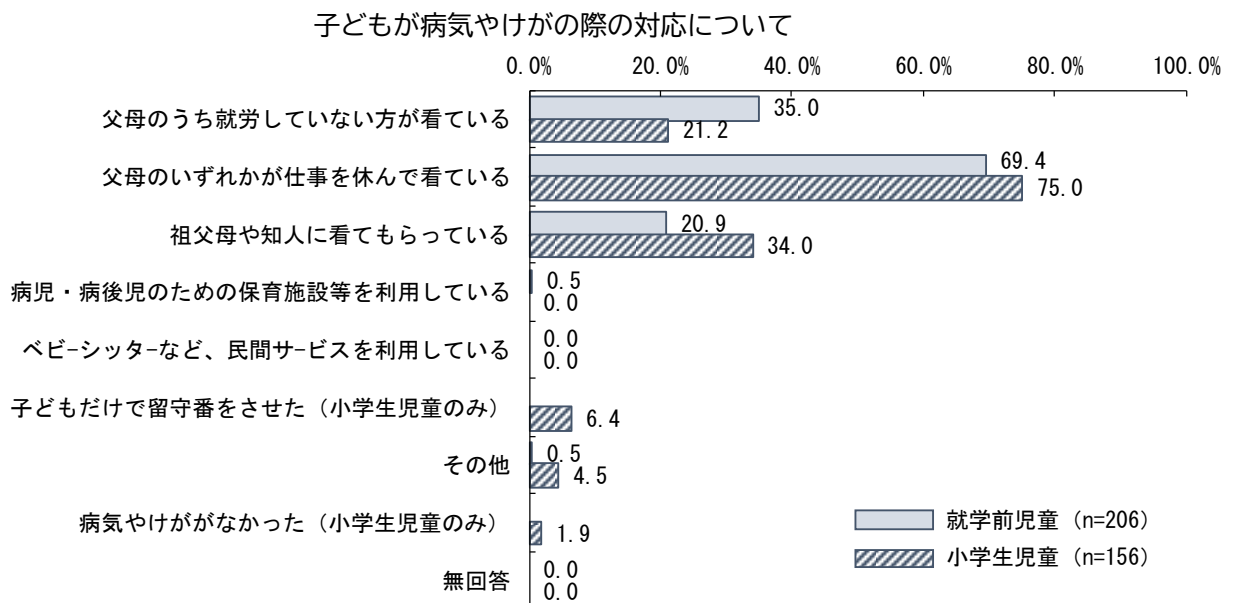
5 お子さんの病気の際の対応について（就学前児童・小学生児童）

- ◎ 子どもが病気やけがの際に、就学前児童、小学生児童のいる家庭ともに「父母のいずれかが仕事を休んで看ている」が最も多くなっています。
- ◎ 病気やけがの際に利用したい事業では、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が最上位に挙がっています。

子どもが病気やけがの際の対応については、就学前児童では「父母のいずれかが仕事を休んで看ている」（69.4％）が最も多く、次いで「父母のうち就労していない方が看ている」（35.0％）、「祖父母や知人に看てもらっている」（20.9％）を上位に挙げています。

また、小学生児童においても「父母のいずれかが仕事を休んで看ている」（75.0％）が最も多く、次いで「祖父母や知人に看てもらっている」（34.0％）、「父母のうち就労していない方が看ている」（21.2％）を上位に挙げています。

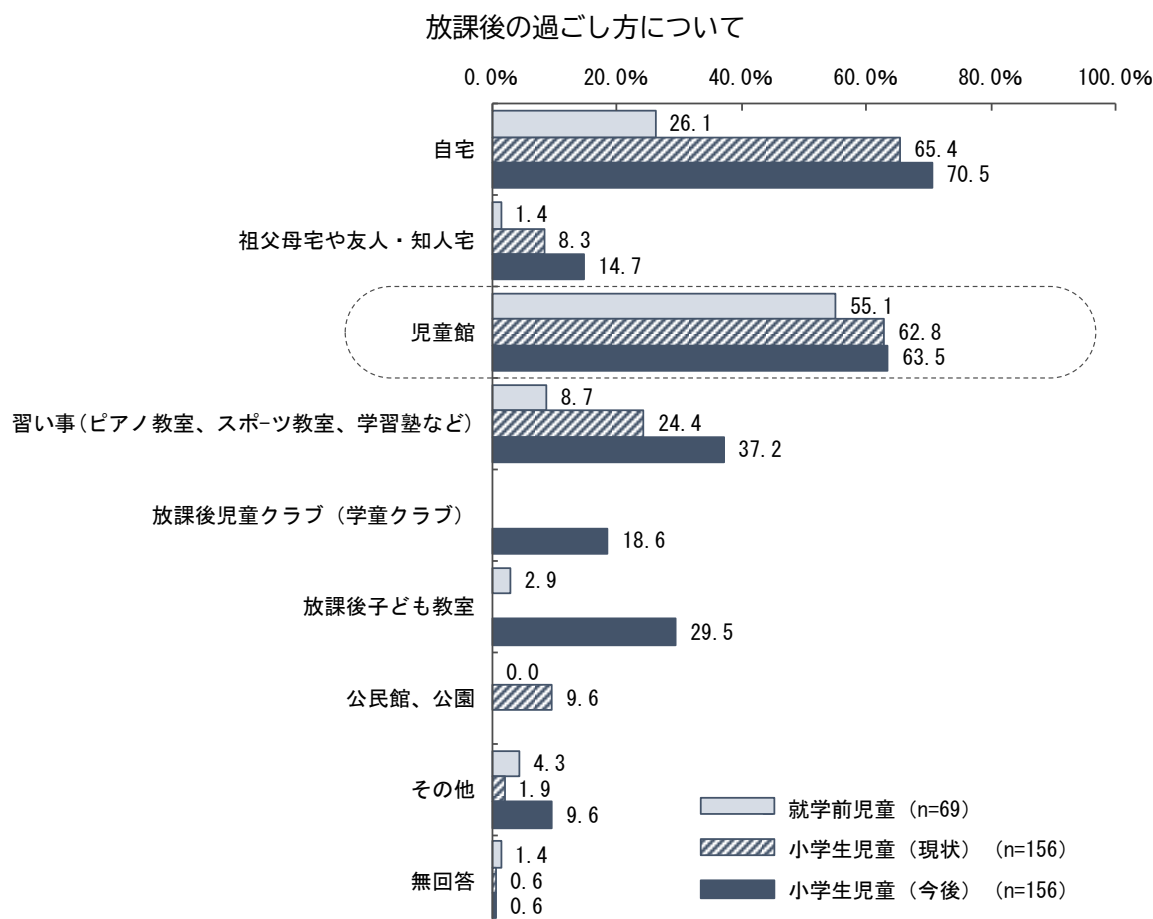
なお、病気やけがの際に利用したい事業については、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が52.4％、「小児科等に併設した施設で子どもを保育する事業」が46.6％となっています。



6 放課後の過ごし方について（就学前児童・小学生児童）

◎ 放課後の過ごし方について、小学生児童の児童館の利用割合は6割、来年度就学予定の児童を持つ保護者のうち、「利用したい」と回答した割合は5割半ばとなっています。

放課後の過ごし方について、就学前児童のいる家庭では、「児童館」（55.1%）、「自宅」（26.1%）、「習い事（ピアノ教室、スポーツ教室、学習塾など）」（8.7%）を、小学生児童のいる家庭では、現状、今後ともに「自宅」、「児童館」、「習い事（ピアノ教室、スポーツ教室、学習塾など）」を上位に挙げているほか、今後の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ（学童クラブ）」は18.6%、「放課後子ども教室」は29.5%を占めています。



今後の放課後の過ごし方について（就学前・小学生児童：上位3項目）

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=69)	児童館 55.1%	自宅 26.1%	習い事 8.7%
小学生児童(現状) (n=156)	自宅 65.4%	児童館 62.8%	習い事 24.4%
小学生児童(今後) (n=156)	自宅 70.5%	児童館 63.5%	習い事 37.2%

第4節 第2期計画での取組状況

第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況は、次のとおりです。

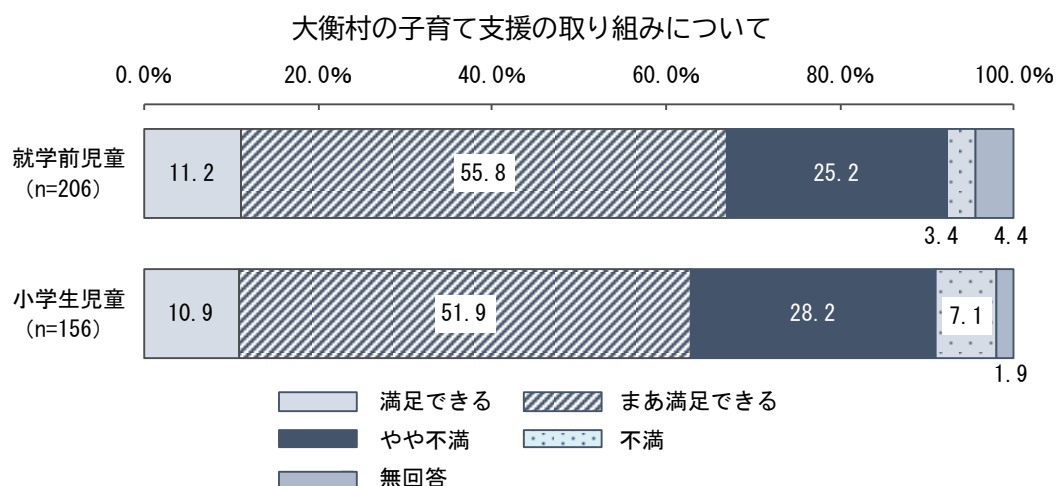
1 アンケート調査による子育てのやすさ(就学前児童・小学生児童)

- ◎ 大衡村での子育てについて、就学前児童のいる家庭では7割、小学生児童のいる家庭では6割が「満足できる」、「まあ満足できる」と回答しています。
- ◎ 子育て支援に関する不満について、就学前児童のいる家庭、小学生児童のいる家庭ともに、「子育て世帯に対する公的な支援」、「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」、「小児医療の環境」をともに上位に挙げています。

大衡村の子育て支援の取り組みについて「満足できる」、「まあ満足できる」と回答した割合は、就学前児童のいる家庭では67.0%、小学生児童のいる家庭では62.8%を占めています。

一方で、就学前児童のいる家庭の28.6%、小学生児童のいる家庭の35.3%が、「やや不満」、「不満」と回答しています。

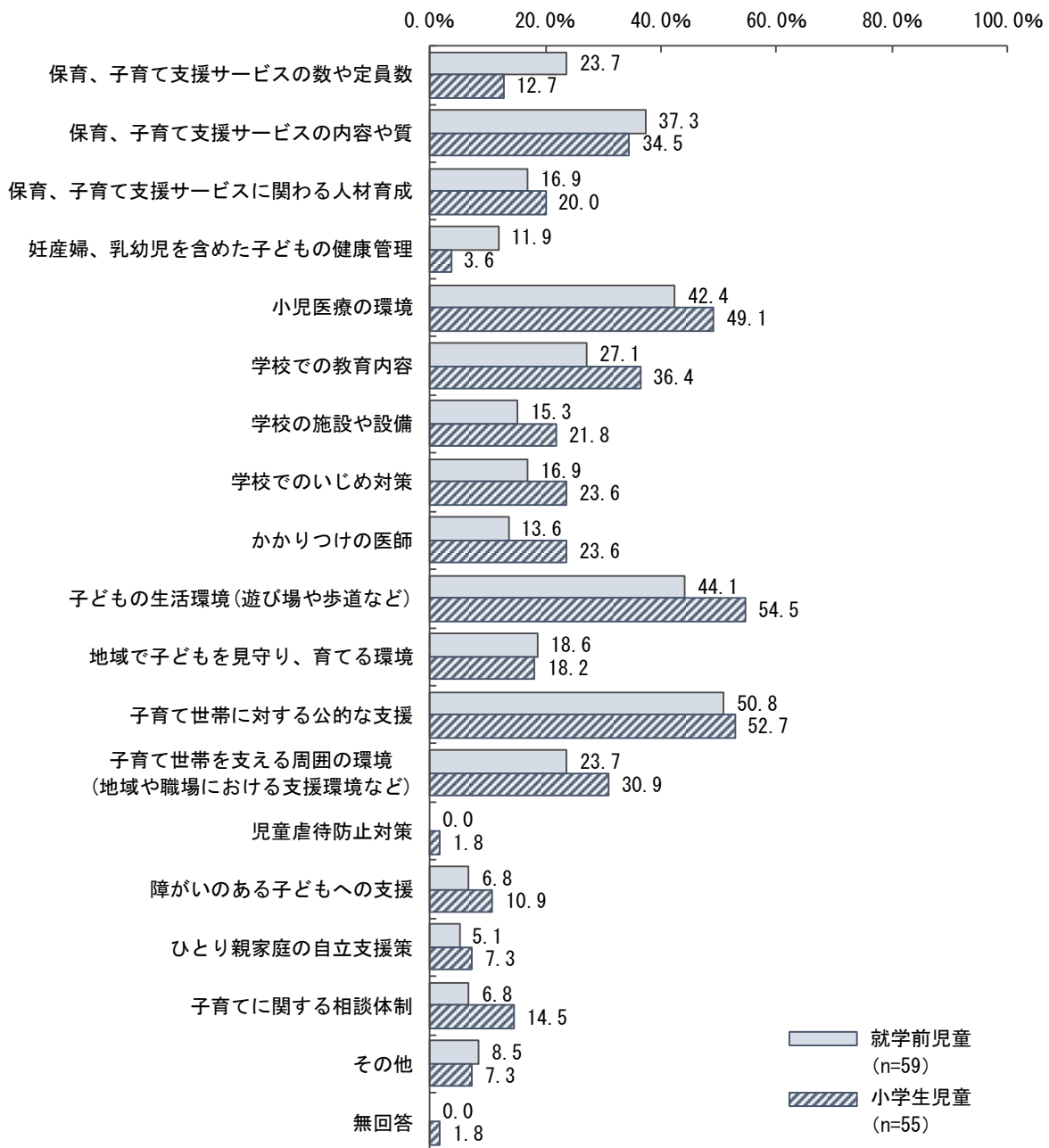
なお、「やや不満」、「不満」の理由として、就学前児童のいる家庭(n=59)では、「子育て世帯に対する公的な支援」(50.8%)、「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」(44.1%)、「小児医療の環境」(42.4%)を、小学生児童のいる家庭(n=55)では、「子どもの生活環境(遊び場や歩道など)」(54.5%)、「子育て世帯に対する公的な支援」(52.7%)、「小児医療の環境」(49.1%)を上位に挙げています。



子育て支援に関する不満について(就学前・小学生児童別：上位3項目)

	第1位	第2位	第3位
就学前児童 (n=59)	子育て世帯に対する 公的な支援 50.8%	子どもの生活環境 (遊び場や歩道など) 44.1%	小児医療の環境 42.4%
小学生児童 (n=55)	子どもの生活環境 (遊び場や歩道など) 54.5%	子育て世帯に対する 公的な支援 52.7%	小児医療の環境 49.1%

子育て支援に関する不満について



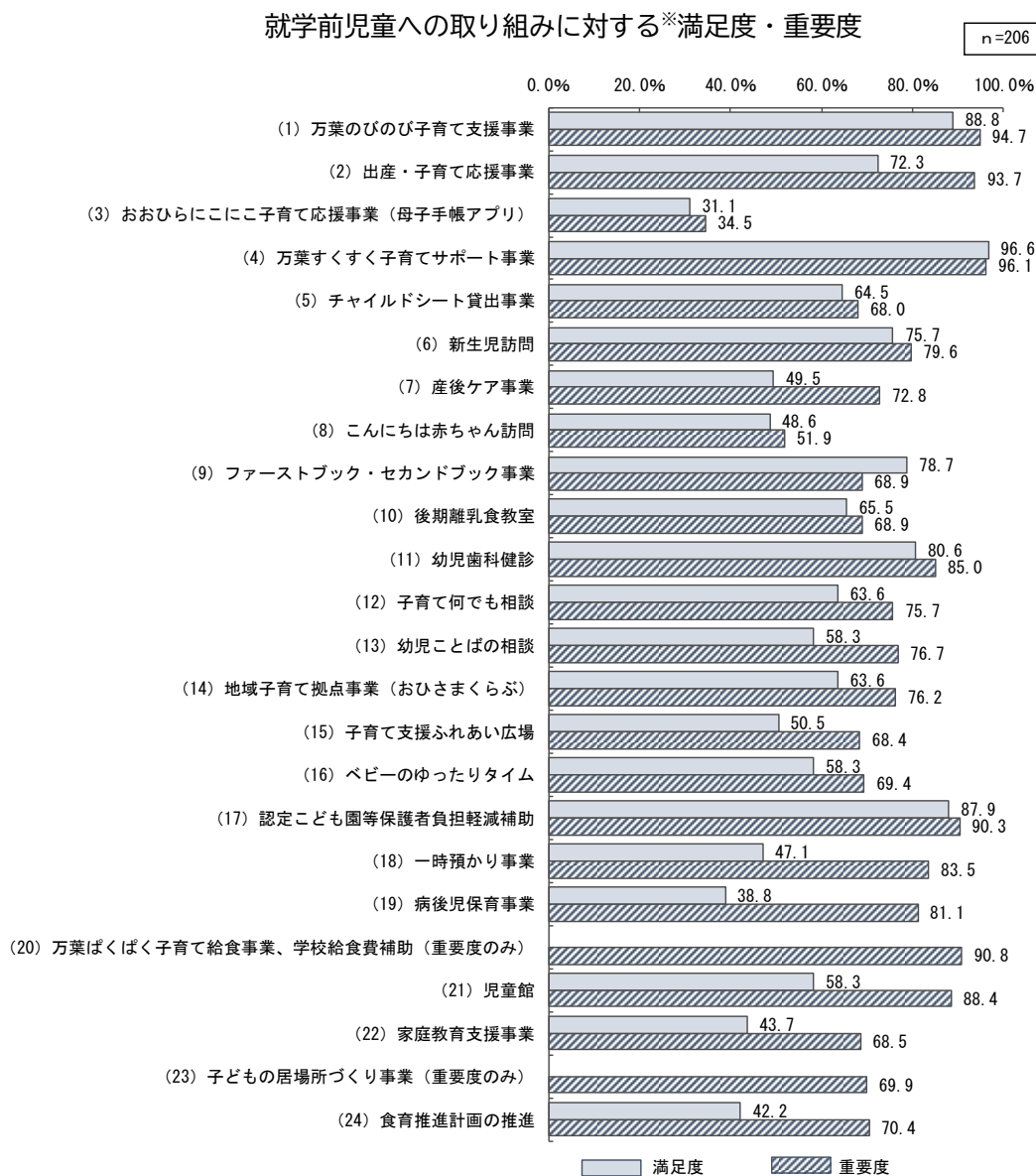
2 第2期子ども・子育て支援事業実施状況

(1) 就学前児童への取り組みに対する満足度・重要度

◎ 就学前児童への取り組みとして、満足度、重要度ともに「万葉すくすく子育てサポート事業」を最上位に挙げています。

村の就学前児童への取り組みについて、相対的に満足度の高い取り組みとして、「万葉すくすく子育てサポート事業」(96.6%)、「万葉のびのび子育て支援事業」(88.8%)、「認定こども園等保護者負担軽減補助」(87.9%)を上位に挙げています。

また、重要度の高い取り組みとして、「万葉すくすく子育てサポート事業」(96.1%)、「万葉のびのび子育て支援事業」(94.7%)、「出産・子育て応援事業」(93.7%)を上位に挙げています。



※満足度：「満足」、「まあ満足」の合計、重要度：「重要」、「やや重要」の合計

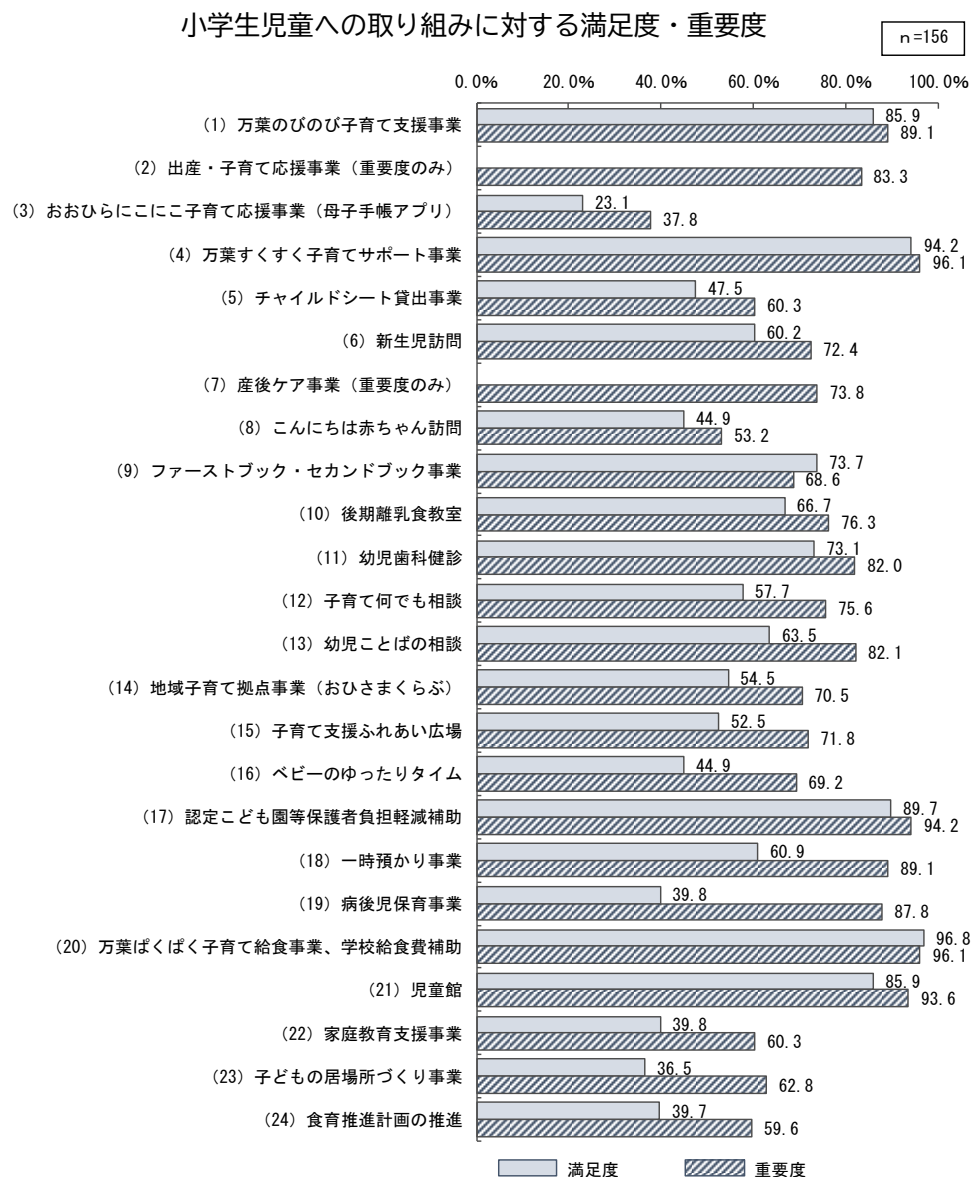
※「万葉ぱくぱく子育て給食事業・学校給食費補助」、「子どもの居場所づくり事業」は重要度のみ

(2) 小学生児童への取り組みに対する満足度・重要度

◎ 小学生児童への取り組みとして、満足度では「万葉ぱくぱく子育て給食事業、学校給食費補助」、重要度では「万葉すくすく子育てサポート事業」をそれぞれ最上位に挙げています。

村の小学生児童への取り組みについて、満足度の高い取り組みとして、「万葉ぱくぱく子育て給食事業、学校給食費補助」(96.8%)、「万葉すくすく子育てサポート事業」(94.2%)、「認定こども園等保護者負担軽減補助」(89.7%)を上位に挙げています。

また、相対的に重要度の高い取り組みとして、「万葉すくすく子育てサポート事業」(96.1%)、「万葉ぱくぱく子育て給食事業、学校給食費補助」(96.1%)、「認定こども園等保護者負担軽減補助」(94.2%)を上位に挙げています。

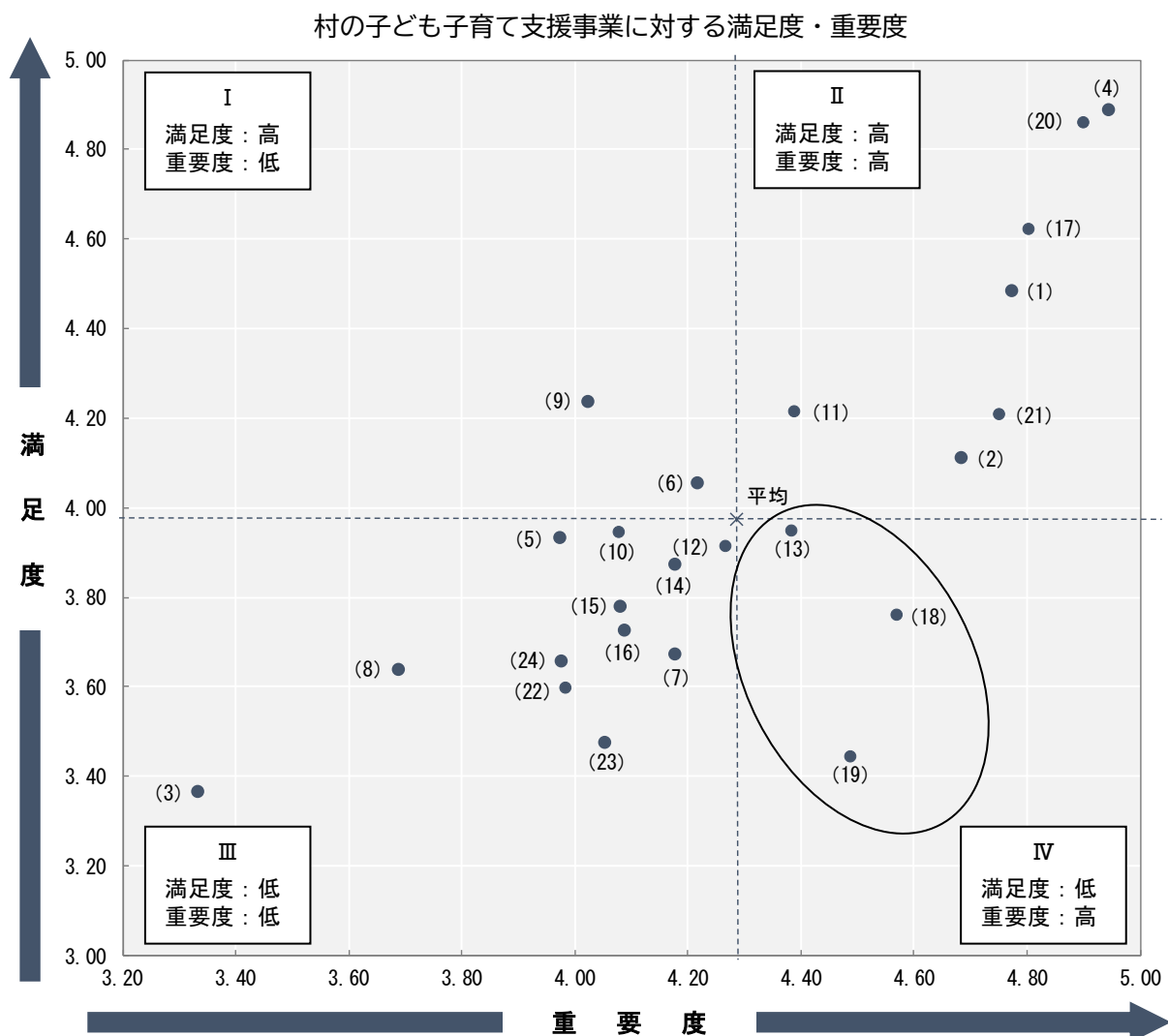


※満足度：「満足」、「まあ満足」の合計、重要度：「重要」、「やや重要」の合計

※「出産・子育て応援事業」、「産後ケア事業」は重要度のみ

(参考) 村の子ども子育て支援事業に対する満足度・重要度

◎ 村の子ども子育て支援事業を点数化した満足度・重要度の分布状況から、相対的に満足度が低く、重要度の高い取り組み（図表中の右下：範囲Ⅳ）として、「(13) 幼児ことばの相談」、「(18) 一時預かり事業」、「(19) 病後児保育事業」が挙がっています。



凡 例	
(1) 万葉のびのび子育て支援事業	(13) 幼児ことばの相談
(2) 出産・子育て応援事業	(14) 地域子育て拠点事業 (おひさまくらぶ)
(3) おおひらにこにこ子育て応援事業 (母子手帳アプリ)	(15) 子育て支援ふれあい広場
(4) 万葉すくすく子育てサポート事業	(16) ベビーのゆったりタイム
(5) チャイルドシート貸出事業	(17) 認定こども園等保護者負担軽減補助
(6) 新生児訪問	(18) 一時預かり事業
(7) 産後ケア事業	(19) 病後児保育事業
(8) こんにちは赤ちゃん訪問	(20) 万葉ばくばく子育て給食事業、学校給食費補助
(9) ファーストブック・セカンドブック事業	(21) 児童館
(10) 後期離乳食教室	(22) 家庭教育支援事業
(11) 幼児歯科健診	(23) 子どもの居場所づくり事業
(12) 子育て何でも相談	(24) 食育推進計画の推進

※点数化：(「満足 (重要)」×5+「まあ満足 (やや重要)」×4+「どちらともいえない」×3+「やや不満 (あまり重要でない)」×2+「不満 (重要でない)」×1) ÷ 回答数

(参考) 各事業の概要

各事業の概要	
(1) 万葉のびのび子育て支援事業	タクシー利用・紙おむつ・粉ミルクの購入、一時預かり事業に利用ができる支援券、出産祝金、入学祝金の交付を行っています。
(2) 出産・子育て応援事業	安心して出産・子育てができるよう、切れ目のない支援や出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用負担軽減を図る経済的支援を行っています。
(3) おおひらにこにこ子育て応援事業 (母子手帳アプリ)	子どもの成長記録や妊娠・子育て等に関する情報が得られる、スマートフォン向け子育て支援アプリです。
(4) 万葉すくすく子育てサポート事業	お子さんの健やかな成長を願い、18歳までの医療費を助成します。
(5) チャイルドシート貸出事業	未就学児の保護者や里帰り中の方を対象に、チャイルドシートを貸し出しています。
(6) 新生児訪問	保健師や助産師が訪問し、赤ちゃんの発育の確認や育児の様々な相談に応じます。
(7) 産後ケア事業	産後の心身の安定と育児不安の解消を図り、安心して子育てができるよう通所型の産後ケア支援を行います。
(8) こんにちは赤ちゃん訪問	地域の中で安心して子育てができるよう、各地区保健活動推進員が訪問しています。
(9) ファーストブック・セカンドブック事業	読み聞かせを通して、親子のコミュニケーションやスキンシップの大切さを伝えるため、0歳児と3歳児に絵本等をプレゼントしています。
(10) 後期離乳食教室	成長段階に応じた離乳食の進め方や食事リズムの作り方、歯みがき方法についての教室です。
(11) 幼児歯科健診	歯や歯ぐき、噛み合わせなどの診察のほか、むし歯予防や歯みがきの仕方についてアドバイスを行います。
(12) 子育て何でも相談	育児の不安について、保健師・栄養士等が相談に応じます。
(13) 幼児ことばの相談	就学前のお子さんの「ことば」に関する相談を行っています。
(14) 地域子育て拠点事業（おひさまくらぶ）	子育て支援センター（おおひら万葉こども園）で自由開放や体験活動を行い、子育て相談も受け付けています。
(15) 子育て支援ふれあい広場	児童館でお子さんを遊ばせたり、保護者同士で交流したりできます。
(16) ベビーのゆったりタイム	1歳未満のお子さんと保護者を対象に、遊び場や交流の場を開放しています。
(17) 認定こども園等保護者負担軽減補助	村内保育施設を利用するお子さんの給食費や教材費、通園費等を補助しています。
(18) 一時預かり事業	用事や短時間の仕事等で、気軽に保育施設の一時預かりを利用できます。
(19) 病児・病後児保育事業	病気中や病気回復期のお子さんを保護者の方が家庭で看護できない・保育施設等で保育ができない、小学校へ通学できない時に、病院等に隣接している保育施設でお預かりします。
(20) 万葉ぱくぱく子育て給食事業、 学校給食費補助	小中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、学校給食費を全額免除・補助します。
(21) 児童館	遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図り、地域の子育て家庭の支援を行う施設です。保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
(22) 家庭教育支援事業	親子で参加する様々な取り組みや講座等の学習機会、地域情報等を提供します。また、子育てをサポートする人材の育成を行います。
(23) 子どもの居場所づくり事業	地域の中で安全に遊べる場として地区集会所などを活用し、地域の大人と子どもが一緒に集い、遊び、学び、ふれあえる場所を提供します。
(24) 食育推進計画の推進	食習慣の基礎づくり、望ましい食習慣の定着を目的に、栄養指導や親子料理教室等を行っています。

3 教育・保育提供体制の状況

(1) 1号認定及び2号認定（幼児期の学校教育の希望が強い）

1号認定及び2号認定（幼児期の学校教育の希望が強い）の利用者数は減少しています。

■ 村全体

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
定員数（確保方策）①					
特定教育・保育施設	60	60	35	25	15
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
実績②					
1号認定	51	32	32	25	15
2号認定（幼児期の学校教育の希望が強い）	0	0	0	0	0
計画値からの乖離状況（①－②）	9	28	3	0	0

※各年4月1日時点

(2) 2号認定

幼稚園利用者を除く2号認定の利用状況はおおむね計画値に近い値で推移していますが、令和3年度（2021）・令和6年度（2024）では確保方策を上回る状況となっています。

待機児童については、計画期間中は発生していません。

■ 村全体

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
定員数（確保方策）①					
特定教育・保育施設	115	115	115	107	90
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	4	4	4	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績②					
2号認定	118	126	117	100	91
計画値からの乖離状況（①－②）	1	-7	2	7	-1

※各年4月1日時点

■ 待機児童の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0

※各年4月1日時点

(3) 3号認定

① 0歳児

3号認定（0歳児）の利用状況をみると利用者は減少しており、確保方策を下回る推移となっています。また、待機児童については計画期間中は発生していません。

■ 村全体

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
定員数（確保方策）①					
特定教育・保育施設	12	12	12	12	9
特定地域型保育事業	3	3	3	0	0
企業主導型保育施設	-	-	-	-	-
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績②					
3号認定（0歳児）	14	13	8	4	4
計画値からの乖離状況（①－②）	1	2	7	8	5

※各年4月1日時点

■ 待機児童の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
0歳児	0	0	0	0	0

※各年4月1日時点

② 1・2歳児

3号認定（1・2歳）の利用状況をみると利用者は減少しており、確保方策を下回る推移となっています。また、待機児童については計画期間中は発生していません。

■ 村全体

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
定員数（確保方策）①					
特定教育・保育施設	66	66	66	51	41
特定地域型保育事業	9	9	9	0	0
企業主導型保育施設	-	-	-	-	-
認可外保育施設	0	0	0	0	0
実績②					
3号認定（1・2歳）	60	54	51	41	34
計画値からの乖離状況（①－②）	15	21	24	10	7

※各年4月1日時点

■ 待機児童の推移

(単位：人)

区 分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
1歳児	0	0	0	0	0
2歳児	0	0	0	0	0

※各年4月1日時点

(4) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

第2期計画期間における地域子ども・子育て支援事業の実施状況は、次のとおりです。

① 利用者支援事業

(単位：か所)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	0	0	1	1	1
確保数(実績：母子保健型)	0	0	1	1	1

※令和6年度(2024)は見込み

② 地域子育て支援拠点事業

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	計画利用者数	319	295	293	293	289
	計画実施か所数	1	1	1	1	1
確保数(実績)	利用者数	181	604	387	658	658
	実施か所数	1	1	1	1	1

※令和6年度(2024)は見込み

③ 妊婦健康診査事業

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	計画利用者数	50	50	50	50	50
確保数(実績)	利用者数	471	348	286	236	236

※令和6年度(2024)は見込み

④ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	計画利用者数	40	40	40	40	40
確保数(実績)	利用者数	42	34	16	23	30

※令和6年度(2024)は見込み

⑤-1 養育支援訪問事業

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	0	0	0	0	0
確保数(実績)	0	0	0	0	0

※令和6年度(2024)は見込み

⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(要保護児童対策地域協議会の開催)

(単位：回)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	計画実施回数	0	0	0	0	0
確保数(実績)	実施回数	1	1	1	1	1

※令和6年度(2024)は見込み

⑥ 子育て短期支援事業

(年間延べ利用数 単位：人日)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)	計画利用者数	0	0	0	0	0
確保数(実績)	利用者数	0	0	0	0	0
	実施か所数	0	0	0	0	0

※令和6年度(2024)は見込み

⑦ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策(計画値)		0	0	0	0	0
確保数(実績)		0	0	0	0	0
	就学前の利用者数	0	0	0	0	0
	小学生の利用者数	0	0	0	0	0

※令和6年度(2024)は見込み

⑧ 一時預かり事業(幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外)

■一時預かり事業の推移(幼稚園預かり保育)

(年間延べ利用数 単位：人日・か所)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	57	53	50	49	45
	計画実施か所数	1	1	1	1	1
確保数 (実績)	利用者数(実利用者数)	778	196	239	14	14
	実施か所数	1	1	1	1	1

※令和6年度(2024)は見込み

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）

（年間延べ利用数 単位：人日・か所）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	361	361	361	361	361
	計画実施か所数	1	1	1	1	1
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	-	-	-	-	-
確保数 (実績)	利用者数（実利用者数）	15	11	15	4	15
	実施か所数	1	1	1	2	2
	子育て援助活動支援事業による利用者数	0	0	0	0	0

※令和6年度（2024）は見込み

⑨ 延長保育事業（時間外保育）

（単位：人・か所）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	63	59	56	56	53
	計画年間延べ利用数	-	-	-	-	-
	施設数	2	2	2	2	2
確保数 (実績)	利用者数	45	31	17	28	24
	年間延べ利用者数	540	372	204	287	287
	実施か所数	2	2	2	2	2

※令和6年度（2024）は見込み

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

（年間延べ利用数 単位：人日）

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
確保方策 (計画値)	病児保育事業による計画利用者数	360	336	321	317	302
	子育て援助活動支援事業による計画利用者数	-	-	-	-	-
	施設数	1	1	1	1	1
確保数 (実績)	病児保育事業による利用者数	132	141	152	254	254
	子育て援助活動支援事業による利用者数	-	-	-	-	-
	実施か所数	1	1	1	2	2

※令和6年度（2024）は見込み

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人・か所）

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
確保方策 (計画値)	計画利用者数	-	-	-	-	-
	低学年の計画利用者数	-	-	-	-	-
	高学年の計画利用者数	-	-	-	-	-
	計画実施か所	-	-	-	-	-
確保数 (実績)	利用者数	-	-	-	-	-
	低学年の利用者数	-	-	-	-	-
	高学年の利用者数	-	-	-	-	-
	計画実施か所	-	-	-	-	-

※令和 6 年度（2024）は見込み

（参考）児童館の利用

（単位：人）

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
確保数 (実績)	利用者数	17,733	20,951	24,365	26,695	26,695
	低学年の利用者数	13,510	15,696	18,032	20,450	20,450
	高学年の利用者数	4,223	5,255	6,333	6,245	6,245

※令和 6 年度（2024）は見込み

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

（年間延べ利用数 単位：人）

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
確保方策（計画値）	計画該当者数	-	-	-	-	-
確保数（実績）	該当者数	-	-	-	-	-

※令和 6 年度（2024）は見込み

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

（年間延べ利用数 単位：人・か所）

		令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)
確保方策 (計画値)	計画該当者数	-	-	-	-	-
	計画実施か所数	-	-	-	-	-
確保数 (実績)	該当者数	-	-	-	-	-
	実施か所数	-	-	-	-	-

※令和 6 年度（2024）は見込み

4 新たな子ども・子育て支援に向けた方向性の整理

本村の現況及び子ども・子育てを取り巻く環境から、子育て家庭の視点に立った新たな子ども・子育て支援に向けた方向性を次のとおり整理します。

(1) こどもまんなか社会の実現に向けた意識の醸成

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもの生きる力を育む環境を整え、地域・社会の次代を担っていく若者、大人、親への成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えるため、子どもの生きる力を育む取り組みが必要となります。

(2) 子育て家庭を支える教育・保育基盤の整備と質の向上

女性の就業率や共働き世帯の増加、三世帯家庭の減少、ひとり親家庭の増加など、暮らし方、働き方、子育ての仕方は多様化しています。

アンケート調査や利用実績での需要を踏まえた教育・保育の提供体制の確保とともに、令和8年度(2026)より実施が予定されている保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付(こども誰でも通園制度)など、サービスの質の確保と向上を図る必要があります。

(3) 妊娠期からの切れ目のない支援の実施

子どもが健やかに育っていくためには教育・保育事業を充実を図るだけでなく、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じた様々な支援が必要となります。

引き続き子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠期からの切れ目のない支援により、妊産婦や子育て家庭を支えていくことが重要となります。

(4) 子育てしやすい安全・安心な地域づくり

今後さらに少子化が進むことが予測されている中で、子どもを育てる場は、子どものいる家庭だけが担うものではなくなっています。

そのため、地域で安全に安心して子育てのできる地域づくりを進めるとともに、子育て家庭をはじめ、地域の様々な人々が子どもを見守り、支えていく必要があります。

(5) 一人ひとりへの配慮のある支援

子どもの個性と可能性を最大限に発揮し、健やかに育つことができるよう、一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障する配慮のある支援が引き続き求められます。

また、虐待は、問題が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要です。そのためには、地域をはじめ、児童相談所等の関係機関との連携を行う機能として、子ども家庭総合支援拠点事業の推進が求められます。

第3章 計画の基本理念・基本目標

第1節 基本理念



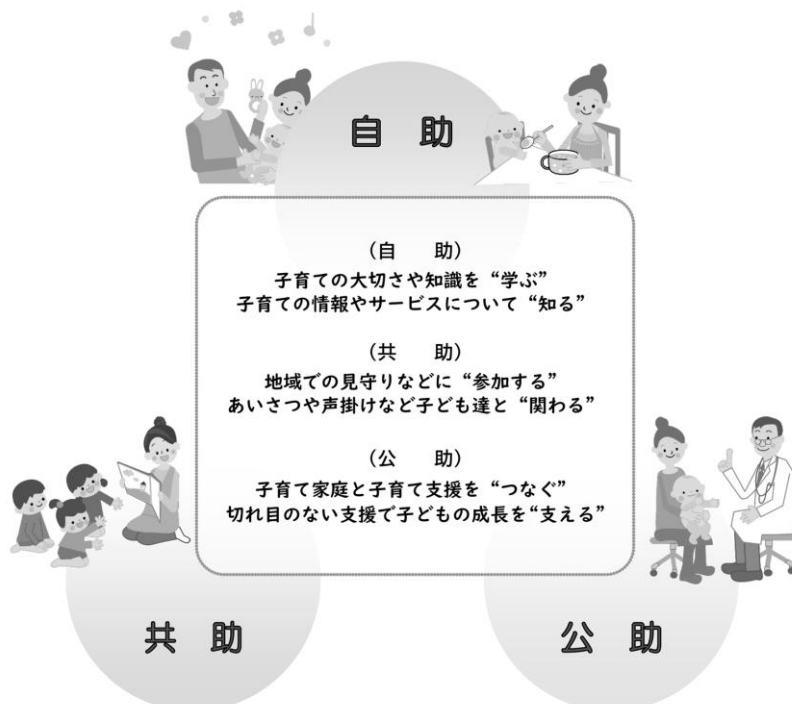
(基本理念)

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができる
ことを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく
まちづくりを推進していきます。

暮らしや経済社会の変化する中で、子育て家庭の親が不安を抱えたり孤立することなく、就労などの社会参加をしながら、次世代を支えるすべての子どもが健やかに成長するためには、家庭での子育てを基本としながらも、地域全体で子どもの成長や子育て家庭を引き続き支援していく必要があります。

そのため、本村においても国の基本方針に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、子ども・子育て支援の充実や教育・保育の場の確保に取り組んでいきます。

そこで本計画の推進にあたっては、第2期計画で定めた基本理念を継承し、村民、地域、行政が自助・共助・公助の役割を担い、子どもと子育て家庭が地域・社会とつながり、子育ての大切さを学び、みんなで子育てに関わっていく取り組みを推進します。



第2節 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を柱とする子育て支援施策を展開し、地域ぐるみで子ども、子育て家庭を支援し、当事者である子ども、子育て家庭のほか、結婚、子育てを望む若い世代が、将来に希望の持てる子育て支援に取り組みます。

また、子ども・子育て支援施策及び事業を着実に推進するため、子ども子育て支援事業計画に基づき、計画期間に必要な見込まれる教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業を確保します。

◎ 5つの基本目標を柱とする子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子育て家庭をサポートする環境の整備

2：子どもの心身の健やかな成長の支援

3：地域の子育て力を強化する施策の充実

4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

◎ 教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の確保（子ども・子育て支援事業計画）

1：教育・保育提供区域の設定

2：教育・保育施設の充実

3：地域子ども・子育て支援事業の推進

第4章 子ども子育て支援施策の展開

第1節 施策体系

施策体系

(基本理念)

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます。

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1：子育て家庭をサポートする環境の整備

- 1-1 母子の健康づくりの推進
- 1-2 食育の推進
- 1-3 小児医療の充実と地域医療体制づくり
- 1-4 家庭の子育て力の強化
- 1-5 子育て家庭に対する経済的支援

基本目標2：子どもの心身の健やかな成長の支援

- 2-1 子どもの教育環境の整備
- 2-2 子どもたちの心と体の健全育成の推進

基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実

- 3-1 地域に根ざした子どもの育ちを支える取り組みの推進
- 3-2 子どもの遊び・生活の場の確保
- 3-3 次代の親の育成

基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

- 4-1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備
- 4-2 子どもと子育て家庭の安全の確保

基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

- 5-1 障がい児施策の充実
- 5-2 ひとり親家庭などへの自立支援の推進
- 5-3 要保護児童対策（子どもの貧困対策を含む）

子ども・子育て支援事業計画

- ◎ 教育・保育提供区域の設定
- ◎ 教育・保育施設の充実
- ◎ 地域子ども・子育て支援事業の推進

第2節 基本施策ごとの取組内容

基本目標1 子育て家庭をサポートする環境の整備



すべての子育て家庭が妊娠期から適切な助言やサービスを受けることができ、安心して出産・育児ができるよう、家庭と保健、福祉、医療、教育機関との協力を強化し、様々な立場から子育て家庭を見守り、支援する切れ目のない環境を整備します。

また、子育ての基本が家庭であることを認識し、保護者自身が子どもを教育する力を身につけ、家庭教育のあり方や地域とのつながりを育む機会を促進します。

そのほか、子育て支援を推進するため、子育て家庭における経済的な負担の軽減を図ります。

1-1 母子の健康づくりの推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
母子健康手帳交付と妊婦健康相談	生まれてくる赤ちゃんとお母さんの健康管理のため「母子健康手帳」を交付します。また、妊娠・出産に関する相談、妊娠中の生活上の注意なども伝えます。	健康福祉課	継続
妊産婦訪問指導	妊婦一般健康診査の結果や産後の状態に応じて、必要と思われる方に保健指導を行います。 産後に支援の必要なケースがみられる場合は、産後ケア事業（令和7年度より地域子ども・子育て支援事業）へつなげます。	健康福祉課	継続
新生児訪問	すべての方を対象に、赤ちゃんが元気に育つように保健師や助産師が新生児訪問を行っています。 訪問時、予防接種手帳などを配付します。 支援の必要なケースがみられる場合は、産後ケア事業（令和7年度より地域子ども・子育て支援事業）へつなげます。	健康福祉課	継続
心理相談	お子さんの発達を確認し、心理士による育児上のアドバイスを実施します。 希望者がタイムリーに利用できるよう、利用枠を確保します。	健康福祉課	継続
2か月児健診・8か月児健診	お子さんの発育や発達の確認と、育児上のアドバイスを実施します。指定医療機関へ委託しています。	健康福祉課	継続
4～5か月児健診	お子さんの発育や発達の確認と、育児上のアドバイスをを行います。	健康福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
後期離乳食教室	幼児食に移行する前の食生活習慣の基礎となる大切な時期に、離乳食の基礎をはじめ、歯の健康や噛むことの大切さなど、将来の生活習慣病予防につながるアドバイスをを行います。	健康福祉課	継続
1歳6か月児健診・3歳児健診	お子さんの発育や発達の確認と、育児上のアドバイスをを行います。	健康福祉課	継続
幼児歯科健診 (1～3歳にかけて)	歯や歯ぐき、噛み合わせの状態を歯科医師が診察します。また、効果的なむし歯予防や歯みがきの仕方を伝えます。	健康福祉課	継続
各種予防接種	各種予防接種を実施し、疾病予防に努めます。	健康福祉課	継続
インフルエンザワクチン接種事業	生後6か月から高校3年生までの児童を対象にインフルエンザワクチン接種に係る費用を助成します。	健康福祉課	新規

1 - 2 食育の推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
おおひら健康プラン21 「栄養・食生活」の推進	次世代を担う子どもたちの望ましい食習慣形成を目指します。	健康福祉課	継続
大衡村食育推進計画の推進	家庭でできそうなお手伝いや親子で作れる簡単なレシピを広報等で伝えます。	健康福祉課	継続

1 - 3 小児医療の充実と地域医療体制づくり

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の疾病の早期発見及び早期治療を促進し、健康の保持増進を図るために乳幼児に係る医療費の助成を行います。	住民生活課	継続
万葉すくすく子育てサポート事業	出生から18歳に達した年度の末日までの医療費として支払った金額から、各保険法に規定している附加給付などを控除した額を保護者に助成します。	住民生活課	継続
小児救急対応の周知・啓発	地域の休日当番病院の情報提供、子どもの急病や事故の応急処置に関する助言を得られる宮城県子ども休日夜間安心コール等を周知します。	健康福祉課	継続

1 - 4 家庭の子育て力の強化

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子育て世代包括支援センター事業（こども家庭センター）	令和7年度よりこども家庭センターへ移行し、妊産婦や子育て家庭への切れ目のない支援を行います。	健康福祉課	拡充
おおひら子育てガイド	母子健康手帳交付時、転入手続き時に「おおひら子育てガイド」を配布し、村内の子育てに関する情報を発信するとともに、必要に応じて掲載内容を更新します。 情報の変更がないか、関連主管課へ定期的に確認し、正しい情報発信に心がけます。	健康福祉課	継続
子育て何でも相談	令和7年度より、こども家庭センターにおいて育児をしていて心配なこと、不安なこと、聞きたいことなど保健師・栄養士が相談に応じます。 相談内容に応じては、専門機関へつなげるなど、個別ケースに丁寧に関わっていきます。 また、センターの相談機能としての役割を果たすことができるよう支援体制や機能の充実を図ります。	健康福祉課	継続
ベビーマのゆったりタイム	0歳児とその保護者を対象として、保護者同士の交流の場を設け、また、育児の悩み等について、月1回保健師や栄養士が相談に応じます。 今後は回数や対象年齢など、利用者のニーズを探りながら利用しやすい開催に努めます。	健康福祉課	継続
家庭教育講演会	保護者や村在勤者を対象として、子育てや家庭についての講演会を開催します。 また、参加しやすいよう小中学校などの行事と組み合わせ、開催日や内容等を検討して実施します。	社会教育課	継続
おおひらにこにこ子育て応援事業	母子手帳アプリ「母子モ」を活用し、妊娠期から子育て期までの様々な情報を発信します。	健康福祉課	継続

1 - 5 子育て家庭に対する経済的支援

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
万葉のびのび子育て支援事業	経済的な負担を軽減を図ることを目的とし、タクシー利用、ミルク、おむつの購入費用、一時預かり事業の利用料を助成し、児童1人当たり5万円分の支援券を配布しています。	健康福祉課	継続
万葉のびのび子育て支援事業	子育て世代の経済負担軽減を図ることを目的とし、祝金を支給。 ・出産時 児童1人当たり 50,000 円 ・小中高等学入学時 児童1人当たり 30,000 円	健康福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
不妊検査費助成事業	夫婦がともに不妊検査を受けた場合に、検査に要した費用のうち3万円を上限に助成します。	健康福祉課	継続
不妊治療費助成事業	保険診療の不妊治療と併せて先進医療を行った場合に、先進医療に要した費用のうち5万円を上限に助成します。	健康福祉課	継続
低所得妊婦の初回産科受診費用助成事業	低所得の妊婦の経済的負担を軽減し、妊婦健診の未受診防止や母子の健康の保持のため、初回産科受診費用（妊娠判定に係る受診費用）のうち1万円を上限に助成します。	健康福祉課	新規
児童手当支給事業	高校生年代修了までの児童を対象に支給します。 3歳の誕生月まで（第1・2子）：15,000円 3歳～高校生年代（第1・2子）：10,000円 第3子以降：30,000円	住民生活課	継続
給食費助成制度 （万葉ぱくぱく子育て給食支援事業）	小中学生の給食費を全額減免します。	学校教育課 給食センター	継続
村外保育施設等給食費補助	村外の保育施設等を利用している満3歳児から5歳児の給食費を助成します。	健康福祉課	新規
チャイルドシート貸出事業	チャイルドシート（乳幼児用・学童用）を住民に無料で貸し出します。	健康福祉課	継続

基本目標2 子どもの心身の健やかな成長の支援



すべての子どもたちは、これからの社会を担う大切な存在であるという認識のもと、子どもの最善の利益を第一に考え、心身の健やかな成長、発達が保障されるよう取り組みます。

特に幼児期は人間形成の基礎を培う重要な時期と捉え、本計画「第5章 計画期間における教育・保育の提供(子ども・子育て支援事業計画)」の計画的な推進とともに、子どもの発達に即した教育環境の整備に努めます。

また、発達に応じた教育・保育を通じ、小学校生活へスムーズに移行ができるよう連携して取り組み、児童生徒の心と体の健全育成を支援します。

2-1 子どもの教育環境の整備

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
小・中学校、主任児童委員との情報交換会	地域の子どもたちの実態について学校と主任児童委員とが情報交換を実施し、情報共有を行うことで、望ましい学校教育の推進を図ります。	小学校 中学校 社会福祉協議会	継続
学校評議員制度の活用	特色ある学校教育活動等について、4名の学校評議員が評価・検討をし、学校の教育活動の充実を図ります。	小学校 中学校	継続
幼児ことばの教室	言語の発達に不安を持つ保護者への相談、及び言語に課題のある幼児に対して計画的に通級指導を行い、幼児期からの正しい発音の仕方、話し方を伝えます。	健康福祉課	継続
小学校ことばの教室	言語に課題がある児童の改善や軽減を図ります。	小学校	継続
ALT 英会話	小学校に毎週2回、中学校に毎週3回派遣し、外国語活動及び外国語(英語)の授業を行っています。	学校教育課	継続
いじめ問題対策連絡協議会	近年のいじめの傾向について事例を取り上げ、未然防止及び問題解決に取り組みます。	学校教育課	継続
おおひら子どもの心のケアハウス	不登校及び不登校傾向等にある心のケアを必要とする児童・生徒が、社会の一員としての存在価値を見出し、また、生涯にわたって生きていこうとする心が芽生えるよう、当該児童生徒及びその保護者等に対して、心のサポート、適応サポート及び学習サポート等の支援を行います。	学校教育課	継続
就学援助制度	経済的に就学困難な児童・生徒の保護者に、お子さんの学用品費などを援助します。	学校教育課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
奨学資金貸与事業	社会に貢献できる人材の育成を図るため、経済的な理由によって就学困難な方に対して奨学資金を貸与します。	学校教育課	継続
大衡塾	「確かな学力の定着と主体的に学習に取り組む力の育成」を目指して、小学校5年生から中学校3年生を対象とした公営塾で夏季休業期間中（中学校3年生については冬季休業にも実施）に開催します。	学校教育課	継続

2 - 2 子どもたちの心と体の健全育成の推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
心の教室相談事業	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者の悩みに寄り添いながら教職員と連携し、相談業務を行っています。	小学校 中学校	継続
学校保健委員会の充実	児童・生徒の健康保持を図るため具体的かつ効果的な健康管理及び保健指導が行われるよう推進します。	小学校 中学校	継続
スポーツ少年団育成	野球、男・女バレーボール、剣道など団体ごとの定期練習、各種大会参加ほか、全団員対象の結団式などを行います。	社会教育課	継続

基本目標3 地域の子育て力を強化する施策の充実



本村の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援するために、学校・家庭・地域が連携し、幼児教育や学校教育、課外活動や社会活動等を通じて、地域で子どもたちが心身ともに健やかに成長し、ふれあいの輪を広げる場となるよう支援します。

また、子どもの豊かな人間性を形成につながるよう、次の世代を育む取り組みを推進します。

3 - 1 地域に根ざした子どもの育ちを支える取り組みの推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子育て支援ふれあい広場 (子育てサークルはらはら)	家庭での子育て中の親、祖父母とその子どもにふれあいと情報交換の場として児童館を開放し行事や情報交換等の場所として憩える場所として開放をしています。 子育て支援活動の一環として「子育てサークルはらはらの会」のメンバーによる活動も実施します。	児童館	継続
子ども会育成	子ども会活動や、子ども会育成連合会として全体行事を開催します。	社会教育課	継続
家庭教育支援事業	健康福祉課や小中学校と連携をし、事業内容の検討を図りながら、親子で参加する様々な取り組みや講座等の学習機会、地域情報等を提供します。また、子育てや家庭教育に関する相談に応じたり、専門機関との連携を取りながら子育てをサポートする人材の育成を行います。	社会教育課	継続
子どもの居場所づくり事業	地域の中で安全に遊べる場として地区公民館などを活用し、地域の大人と子どもが一緒に集い、遊び、学び、ふれあえる場所を提供します。	社会教育課	継続
巡回小劇場	小中学生を対象に、芸術文化を身近に鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養い、青少年の豊かな人間形成を図ります。	社会教育課	継続
おおひら万葉おどり体験会	村の創作舞踊「おおひら万葉おどり」を万葉おどりきょう会が指導します。踊りの継承という観点から、児童への体験を通して興味・関心が持てるよう、検討しながら実施を継続します。	社会教育課 児童館	継続

3 - 2 子どもの遊び・生活の場の確保

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
児童館行事	工作教室、スポーツ大会、映画会、世代間交流活動、秋の野外活動を行います。 今後は子どもたち主体で企画した活動を取り入れながら、利用児童の育成を図ります。	児童館	継続
放課後子ども教室	活動拠点を設け、地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを推進します。	社会教育課	継続
放課後児童対策の推進	放課後児童健全育成事業と放課後子ども事業の一体的実施、または連携実施に向け取り組みます。 ○放課後子ども事業の整備計画 児童館運営委員会や学校などの意見を調整しています。 ○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策、活動プログラムの企画、実施等について、健康福祉課・学校教育課が連携し進めています。 ○放課後児童健全育成事業及び放課後子ども事業の実施に係る健康福祉課及び教育委員会の具体的な連携に関する方策 健康福祉課・学校教育課による定期的な打ち合わせや情報交換の場を設けています。放課後児童クラブについての検証を実施するうえで、総合プランの推進を図り、整備計画を整えていきます。	健康福祉課	継続

3 - 3 次代の親の育成

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
第2学年職場体験学習	職場体験学習により、働くことについての考えを深める機会として、自身の将来への視野を広げ、進路実現への意欲を高めます。 今後は村内の受け入れ可能な事業所を増やし、活動の充実に努めます。	中学校	継続
男女共同参画事業	男女がお互いに良きパートナーとして家庭をはじめ地域や職場など、あらゆる分野に参画する男女共同参画社会の形成に向けてプランに基づく施策の実施、さらなる周知啓発を行うことで、住民意識の高揚を図ります。	住民生活課	継続

基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保



子どもを安全に安心して育てられるよう、子どもを災害や事故、犯罪から守り、暮らしやすい施設、住環境等の整備に努めます。

また、地域の中で子ども同士が安全・安心に交流できるよう、居場所づくりに取り組み、子どもや子育てにやさしい良好な生活環境の確保します。

4 - 1 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
公営住宅の整備	新婚からファミリー向けのゆとりを持って子どもを育てられる住宅を供給します。	都市建設課	継続
公園、多目的広場整備	公園や多目的広場などを整備します。	都市建設課	継続
妊産婦、子ども連れが利用しやすい施設整備の推進	妊産婦、幼児、ベビーカー利用者等に配慮した生活関連施設における段差の解消、授乳やおむつ替えの場 所を設置します。 利用実績が少ないため、室内表示の改善を図る等周知の徹底に努めます。	都市整備課 企画財政課	継続
スクールバスの運行	小学生・中学生の登下校時の通学手段を確保します。	学校教育課	継続

4 - 2 子どもと子育て家庭の安全の確保

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
防犯灯の整備	防犯灯を設置します。	総務課	継続
安全・安心まちづくりに関する広報啓発活動	全国地域安全運動を通じた広報活動を行います。	総務課	継続
防犯パトロールの実施	防犯協会を中心に防犯パトロール（夜間）を行います。	総務課	継続
少年保護員の設置	非常勤の保護員（14名）により、少年非行防止活動及び環境浄化運動を行います。	住民生活課	継続
交通事故防止対策事業	新入学児童への黄色い帽子配布、交通事故抑止看板を設置することにより、交通事故の防止に努めます。	総務課	継続
通学路安全推進会議	児童生徒が安全に通学できるように事前に危険な場所の把握を行い安全に通学等ができるよう努めます。	学校教育課	継続

基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実



虐待、発育・発達において気になる子どもの早期発見・早期対応など、一人ひとりの特性に配慮したきめ細かな支援に努め、すべての子どもが尊重されるよう総合的に支援します。

また、家庭内での環境により配慮が必要な子どもについては、子ども・家庭の状況に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援の充実を図り、一人ひとりの子どもが個性を発揮し、健やかに成長することができるよう取り組みます。

5 - 1 障がい児施策の充実

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
障害児保育事業	集団での保育が必要で、かつ心身に障害を有する児童に対し、特性を踏まえた保育を行います。	健康福祉課	継続
身体障害者手帳	身体（視覚、聴覚、肢体不自由、内部障がい）に永続的な障がいのある児童が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳を交付します。	健康福祉課	継続
療育手帳	知的障がいのある児童が、様々な福祉サービスを利用しやすく一貫した指導・相談を受けるために、必要な手帳を、専門機関で判定をした後交付します。	健康福祉課	継続
障害児福祉手当	20歳未満であって政令で定める程度の重度の障がいのある状態であるため、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します（所得制限あり）。	健康福祉課	継続
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいがある20歳未満の児童の福祉増進を図るため、その児童を養育している父母または養育者に対して手当を支給します（所得制限あり）。	住民生活課	継続
心身障害者扶養共済制度	障がい児を扶養している保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者（共済加入者）が死亡、または重度の障がい者となったとき、障がい児に年金を支給します。	健康福祉課	継続
障害者医療費助成事業（障がい児含む）	心身障がい児、精神障がい者の医療費の一部を助成し、障がい者の適正な医療機会の確保及び経済的負担の軽減を図ります（所得制限あり）。	住民生活課	継続
補装具費支給事業	身体障害者手帳を所持している身体障がい児に対し、日常生活を容易にするため、補装具購入及び修理に係る費用を支給します。	健康福祉課	継続

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
日常生活用具給付事業	身体障害者手帳、または療育手帳を所持している児童を対象に浴槽などの日常生活用具を給付または貸与します。	健康福祉課	継続
児童発達支援	手帳の有無に関わらず、児童相談所・村保健センター・医師等により療育の必要性が認められた、身体・知的・精神に障がいのある未就学児を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 発達支援、放課後等デイサービスの事業所と併用して利用することで、地域の障がい児やその家族が切れ目のない支援が受けられるよう取り組みます。	健康福祉課	継続
放課後等デイサービス	手帳の有無に関わらず、児童相談所・村保健センター・医師等により療育の必要性が認められた、身体・知的・精神に障がいのある就学～18歳未満児を対象に学校の授業終了後、または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	健康福祉課	継続
短期入所 (ショートステイ)	居宅において、その介護を行う者の疾病等の理由により、施設に短期入所させ、入浴、排泄及び食事等必要な保護を行います。	健康福祉課	継続
障がい児子育て支援事業	障がい児の日中における一時預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等多様なサービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。 村内に事業所ができたことにより、専門的な関わりが必要な子どもたちへの場の提供、保護者への負担軽減等について検討し、支援の充実を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会	継続
障害者福祉サービス等利用者負担額助成事業	障害福祉サービス等を利用する障がい児に対し、障害福祉サービス等に係る利用者負担額の20%を助成し、利用者の経済的負担の軽減と福祉の増進を図ります。	健康福祉課	継続
日中一時支援 (その他実施事業)	障がい児の日中における一時預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等多様なサービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。	健康福祉課	継続
訪問入浴 (その他実施事業)	障がい児の日中における一時預かり事業を実施し、社会に適応するための日常的な訓練等多様なサービスの提供を行うことにより、家族の負担軽減を図り障がい児とその家族の生活を支援します。	健康福祉課	継続

5 - 2 ひとり親家庭などへの自立支援の推進

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活安定と自立促進、子どもの福祉増進を図るために支給します。支給期間は児童が18歳に達した以後の最初の3月31日まで（一定の障がい児については20歳未満）。なお、支給額は所得により区分されます。	住民生活課	継続
母子・父子家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の18歳以下（18歳に達した年度の末日）の児童を養育している家庭に親と児童の医療費自己負担分の一部を助成します。 令和元年10月よりみなし寡婦(夫)も対象とします。	住民生活課	継続
交通遺児等手当	大衡村内に住所があり、該当する交通遺児等を養育している人から問い合わせ等があった場合には、児童・生徒が所属している学校や宮城県（遺児等サポート奨学金事業担当課）へつなぎます。	学校教育課	継続

5 - 3 要保護児童対策（子どもの貧困対策を含む）

事業名	事業概要	担当課	今後の方向性
子ども家庭総合支援拠点事業	関係機関との連携を図りながら、令和7年度よりこども家庭センターにおいて、児童虐待等、支援を必要とする子どもや家庭を総合的に支援し、関係機関との連携を行います。	健康福祉課	継続
要保護児童対策地域連絡協議会	支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が児童等に関する情報を収集、共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域連絡協議会構成員の見直しを行うなど、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図ります。	健康福祉課	継続

第5章 計画期間における教育・保育の提供 (子ども子育て支援事業計画)

本章は、計画期間（令和7年度～11年度）における教育・保育のニーズ量の見込みから、教育・保育提供区域の設定及び教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策を整理します。

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる村内の区域のことです（子ども・子育て支援法第61条第2項）。保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案したうえで市町村が設定します。

本村においても、地域のニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲として、第2期計画に引き続き、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域及び地域子ども子育て支援事業（区域設定の必要な事業）の提供区域を次のとおり設定します。

■ 認定区分ごとの教育・保育提供区域とその考え方

認定区分		提供区域
1号認定（3～5歳）	村全域	
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

■ 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域とその考え方

事業名		提供区域
1	【利用者支援に関する事業】 子どもまたは子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	村全域
2	【地域子育て支援拠点事業】 公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	村全域
3	【妊婦に対して健康診査を実施する事業】 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	村全域
4	【乳児家庭全戸訪問事業】 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、情報提供や養育環境の把握を進める事業	村全域

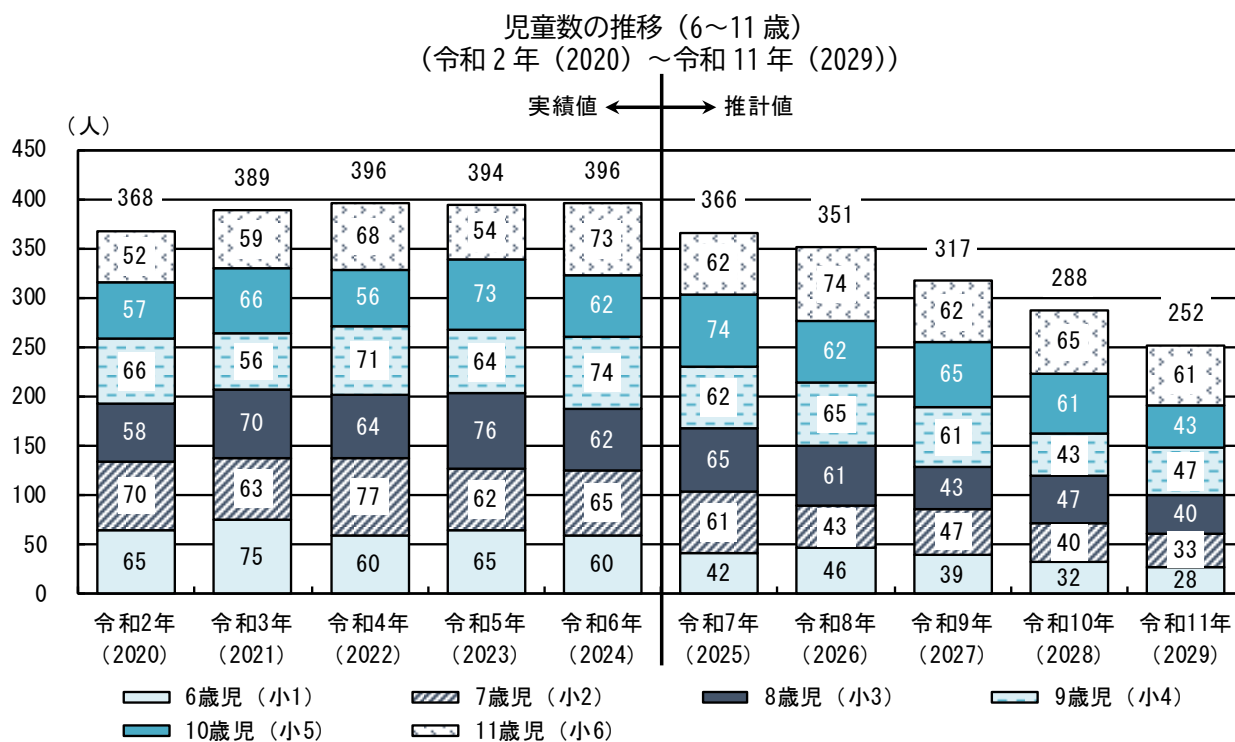
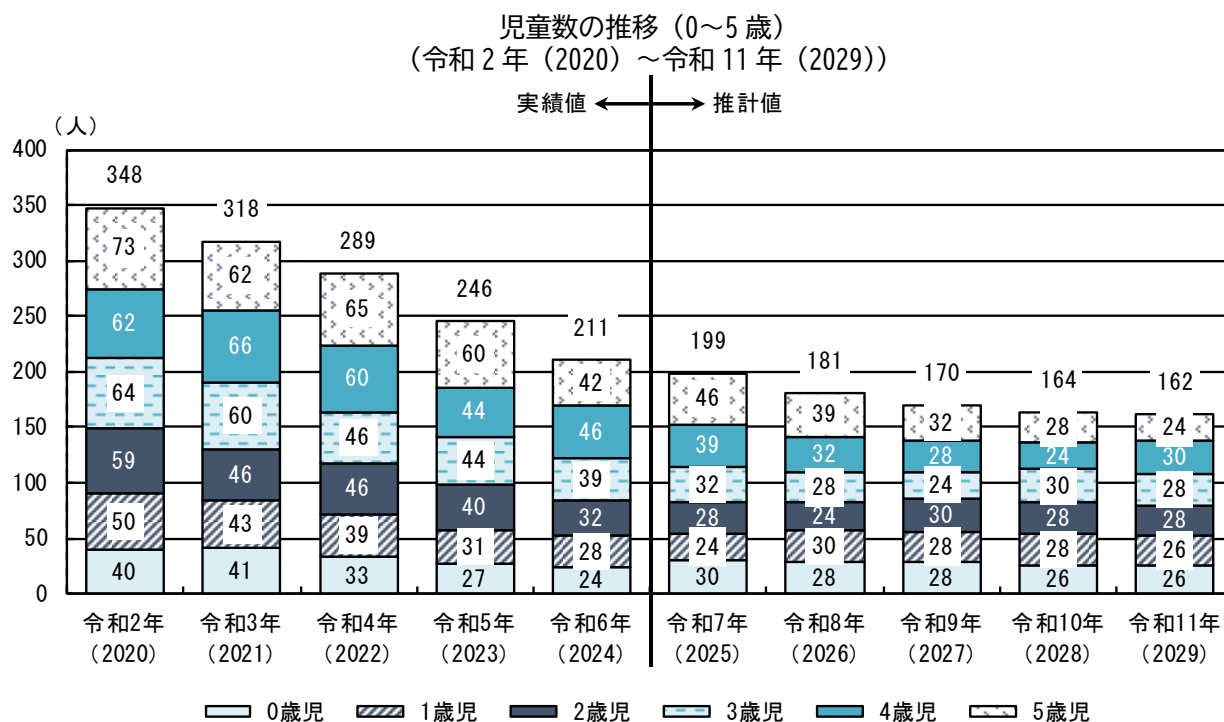
事業名		提供区域
5	【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	村全域
6	【子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）】 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	—
7	【子育て援助活動支援事業】 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	—
8	【一時預かり事業】 保育所その他の場所において、一時的に預かる事業	村全域
9	【延長保育事業】 保育所等で時間外保育を実施	村全域
10	【病児・病後児保育事業】 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	村全域
11	【放課後児童健全育成事業】 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	—
12	【実費徴収に係る補足給付を行う事業】 幼稚園給食費の補助を実施	村全域
13	【多様な事業者の参入促進・能力活用事業】 民間から参入の小規模保育事業所を運営	—
14	【子育て世帯訪問支援事業】 虐待の未然防止のため、支援が必要と思われる家庭への訪問支援を行う事業	—
15	【児童育成支援拠点事業】 家庭や学校に居場所のない児童を対象とした、居場所提供を支援する事業	—
16	【親子関係形成支援事業】 親子同士の関わり方等について悩みや不安を抱えている保護者及び児童を対象に、相談支援を行う事業	—
17	【産後ケア事業】 出産の疲労や育児不安を抱える産後12か月未満の産婦への心身のケアを行う事業。	村全域
18	【乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）】 保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子どもが保育所（園）等で過ごす機会を保障することを目的とし、生後6か月から2歳までの子どもを、月に10時間まで、保育所（園）等に預けることができる事業。	—

第2節 教育保育の提供

1 計画期間における児童数の見込み

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は以下のとおりです。

計画期間における推計では、引き続き児童数の減少が予測されています。



児童数の推移（0～11 歳）
（令和 2 年（2020）～令和 11 年（2029））（単位：人）

	実 績 値					推 計 値				
	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)	令和 9 年 (2027)	令和 10 年 (2028)	令和 11 年 (2029)
0 歳児	40	41	33	27	24	30	28	28	26	26
1 歳児	50	43	39	31	28	24	30	28	28	26
2 歳児	59	46	46	40	32	28	24	30	28	28
3 歳児	64	60	46	44	39	32	28	24	30	28
4 歳児	62	66	60	44	46	39	32	28	24	30
5 歳児	73	62	65	60	42	46	39	32	28	24
6 歳児	65	75	60	65	60	42	46	39	32	28
7 歳児	70	63	77	62	65	61	43	47	40	33
8 歳児	58	70	64	76	62	65	61	43	47	40
9 歳児	66	56	71	64	74	62	65	61	43	47
10 歳児	57	66	56	73	62	74	62	65	61	43
11 歳児	52	59	68	54	73	62	74	62	65	61
0～5 歳	348	318	289	246	211	199	181	170	164	162
6～11 歳	368	389	396	394	396	366	351	317	288	252

注：実績……住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

〔児童数の推計方法（変化率法）〕

令和 2 年（2020）～令和 6 年（2024）の住民基本台帳人口（各年 4 月 1 日現在）を用いて、実績値間の年齢ごとの変化率（例：0 歳→翌年 1 歳の人数変化）に基づき推計を行っています。

2 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 1号認定【提供区域：村全体】

3～5 歳の幼稚園または認定こども園の幼稚園機能部分の利用希望について、量の見込み及び確保の方策は下記のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 令和2年度（2020）から令和5年度（2023）の実績をもとに、計画期間の支給認定者数を推計し、利用率を乗じて算出しました。

【確保の方策】（※令和6年度（2024）の定員数を維持すると仮定して設定します。）

- 計画期間において利用量は減少する見込みとなっています。
- 計画期間に必要な受け入れ環境について、令和8年度（2026）以降は村内の特定教育・保育施設において確保できる見込みとなっています。

（単位：人）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み					
1号認定	15	13	10	9	9
2号認定 (幼児期の学校教育の希望が強い)	0	0	0	0	0
確保の方策					
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	0	2	5	6	6

(2) 2号認定【提供区域：村全体】

3～5 歳の保育または認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 令和2年度（2020）から令和5年度（2023）の実績をもとに、計画期間の支給認定者数を推計し、利用率を乗じて算出しました。

【確保の方策】（※令和6年度（2024）の定員数を維持すると仮定して設定します。）

- 計画期間において利用量は減少する見込みとなっています。
- 計画期間に必要な受け入れ環境については、令和6年度（2024）の村内の特定教育・保育施設において確保できる見込みとなっています。

(単位：人)

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	85	73	64	61	61
確保の方策					
特定教育・保育施設	90	90	90	90	90
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	5	17	26	29	29

(3) 3号認定【提供区域：村全体】

① 0歳【提供区域：村全体】

0歳で保育所、認定こども園の保育所機能部分及び地域型保育等を利用する子どもの量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 令和2年度(2020)から令和5年度(2023)の実績をもとに、計画期間の支給認定者数を推計し、利用率を乗じて算出しました。

【確保の方策】(※令和6年度(2024)の定員数を維持すると仮定して設定します。)

- 出生数の減少に伴い、計画期間において利用量は減少する見込みです。
- 令和6年度(2024)の定員数から、計画期間に必要な人員は、村内の特定教育・保育施設において確保できる見込みとなっていますが、共働き家庭等の増加等による保育のニーズ増加を勘案し、引き続き適正な利用定員数を確保します。

(単位：人)

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	6	4	4	4	4
確保の方策					
特定教育・保育施設	9	9	9	9	9
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	3	5	5	5	5

② 1～2歳【提供区域：村全体】

1～2歳で保育所、認定こども園の保育所機能部分及び地域型保育等を利用する子どもの量の見込み及び確保の方策は、以下のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 令和2年度（2020）から令和7年度（2025）の実績・見込みをもとに、計画期間の支給認定者数を推計し、平均利用率を乗じて算出しました。

【確保の方策】

- 計画期間において利用量は、増加する見込みです。
- 令和6年度（2024）の定員数から、計画期間に必要な人員は、村内の特定教育・保育施設において確保できる見込みとなっていますが、共働き家庭等の増加等による保育のニーズ増加を勘案し、引き続き適正な利用定員数を確保します。

（単位：人）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	37	41	39	39	37
1歳児	18	19	18	18	18
2歳児	19	22	21	21	19
確保の方策①（年齢）	41	41	41	41	41
1歳児	17	17	17	17	17
2歳児	24	24	24	24	24
確保の方策②（施設）					
特定教育・保育施設	41	41	41	41	41
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	4	0	2	2	4

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭の個別ニーズを把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての情報集約・提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、地域関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和5年度（2023）時点の実績を維持することとします。

【確保の方策】

- 第2期計画より継続して子育て家庭や妊婦等の子育てに関する相談や、情報提供、助言などの支援を行う「母子保健型」を村内1か所で実施します。
- 子育て支援課にきた相談者だけでなく、支援センターや保育所等へ定期的に出向き、子育て家庭に寄り添った支援体制の確保を図ります。

（単位：か所）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和2年度（2020）から令和5年度（2023）の1人当たり利用回数から計画期間の1人当たり利用回数をトレンド推計し、0～3歳児推計人口に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 第2期計画より継続して1か所の子育て支援センターで実施します。
- 出生数の減少等により対象となる子ども、子育て家庭の減少が見込まれますが、利便性の向上、利用者への周知徹底、きめ細かな対応を図ることにより、必要となる利用量の確保に努めます。

（年間延べ利用数 単位：人日）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	550	550	550	550	540
確保の方策	600	600	600	600	600

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和 2 年度（2020）から令和 5 年度（2023）の母子健康手帳交付数をもとに事業対象数を推計し、実施回数（14 回）を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。

(単位：人回)

区分	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
母子保健手帳交付数	28	28	26	26	24
量の見込み	392	392	364	364	336
確保の方策	※事業実施体制の確保				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 人口推計による 0 歳児（出生数）を事業対象とします。

【確保の方策】

- 保健師と連携を図りながら、母子保健活動において量の見込みに対する訪問・支援体制を確保します。

(単位：人)

区分	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	30	28	28	26	26
確保の方策	※事業実施体制の確保				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【確保の方策】

- 第2期計画期間における利用実績は少数ではあるが、計画期間における需要は見込んでいませんが、対象者の把握に努め、保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保の方策】

- 現在、本村では実施していない事業であり、計画期間における利用は児童相談所等、広域での利用が主となりますが、村内において保護を適切に行うことができる施設の確保について引き続き検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業：ファミリー・サポート・センター事業 (就学児のみ)

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【確保の方策】

- 現在、本村では実施していない事業であるため、計画期間においては、利用は不定期で、かつ有償であること、協力員の確保が必要であることを踏まえ、引き続きニーズについて注視し、必要に応じて事業実施について検討することとします。

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です

■ 幼稚園預かり保育

【見込み量の考え方】

- 令和2年度(2020)から令和5年度(2023)の利用割合をトレンド予測し、3～5歳児推計人口に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 定期、不定期による利用需要に対し、推計をもとに事業量を確保し、引き続き村内1か所で実施します。

(年間延べ利用数 単位：人)

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	14	14	14	14	14
確保の方策	14	14	14	14	14

■ 幼稚園預かり保育以外

【見込み量の考え方】

- 令和2年度(2020)から令和5年度(2023)の利用割合を平均し、0～5歳児推計人口に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 出生数の減少や待機児童の解消による利用者の減少を見込みながら、保護者のパート就労や通院、冠婚葬祭、リフレッシュなどでの利用にも対応できるよう、引き続き村内2か所で実施します。

(年間延べ利用数 単位：人)

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	10	9	9	9	9
確保の方策	10	9	9	9	9

(9) 延長保育事業（時間外保育）

保育所等で通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和 2 年度（2020）から令和 5 年度（2023）の利用割合をトレンド予測し、0～2 歳児推計人口に乗じて算出します。

【確保の方策】

- 保育施設においては、入所児童すべてに対し対応可能なことから、推計をもとに村内 2 か所の施設において確保します。

（単位：人）

区分	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	280	270	240	240	240
確保の方策	280	270	240	240	240

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本村では体調不良児対応型により、管内医療機関と連携を図りながら、村内 1 園において実施します。

【見込み量の考え方】

- 令和 2 年度（2020）から令和 5 年度（2023）の利用状況（平均値）をもとに、保育利用者数を乗じて算出します。

【確保の方策】

- 病気の回復期にある子どもを保育する病後児保育事業を、第 2 期計画から引き続き保育所 2 施設で実施します。
- サービスの利用には、医師の指示書が必要なことや、すでに回復期の段階でも保育所などで受け入れているという現状から利用に結びつきづらくなっているため、より利用しやすいサービスの提供体制を検討します。

（年間延べ利用数 単位：人日）

区分	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
量の見込み	270	270	270	270	280
確保の方策	270	270	270	270	280

(11) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業であり、本村では実施していません。

【確保の方策】

- 本村では、児童館において原則すべての児童の受け入れを行っているため、令和2年度(2020)から令和5年度(2023)の利用状況から、児童館の利用見込み(延べ利用人数)を参考値とします。
- 子どもの発達に即した育成・支援が必要なため、学童保育に従事する職員をはじめ、事業環境の向上に努めます。

■ (参考) 児童館の利用

(単位:人日・か所)

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	22,700	21,000	19,800	16,500	15,100
低学年	16,800	15,000	14,200	13,100	12,100
高学年	5,900	6,000	5,600	3,400	3,000
実施か所数	1	1	1	1	1

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、給食費や物品購入に要する費用等の全部、または一部を助成する事業です。

【確保の方策】

- 今後も村が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者が、その特色を活用して特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、相談事業や訪問、健診等の様々な機会や関係機関との連携を通じて対象者の把握に努め、すべての要支援者が支援につながるよう取り組みます。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

虐待を防止し、児童にとって最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況についてアセスメントを行い、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保の方策】

- 新規の事業であり、計画期間に対象となる利用者は見込みませんが、村内での居場所づくりとともに、支援の必要な児童の把握に努め、適切に支援につながる体制を確保します。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

【確保の方策】

- 妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、支援につながる体制を確保します。

(17) 産後ケア事業【新規】

「休息したい」「産後、家族などの手助けがない」「体調がすぐれない」「初めての子育てで不安」など、出産の疲労や育児不安などでケアを必要とする方へ状況に応じて「宿泊型」、「通所型」、「訪問型」から実施します。

【見込み量の考え方】

- 令和4年度（2022）～令和6年度（2024）の利用状況をもとに、計画期間に一定の利用量を見込みます。

【確保の方策】

- 関係機関と連携を図り、支援体制を確保するとともに、妊婦健康診査事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会を有効に活用し、適切な支援につなげるよう対象者の把握に努めます。

（利用者数 単位：人・人日）

		実績			見込み				
		令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
量の見込み									
宿泊型	(利用者数)	—	0	1	2	2	2	2	2
	(利用日数)	—	0	2	4	4	4	4	4
通所型	(利用者数)	1	4	3	9	9	9	9	9
	(利用日数)	3	10	9	27	27	27	27	27
訪問型	(利用者数)	—	0	0	3	3	3	3	3
	(利用日数)	—	0	0	3	3	3	3	3
確保の方策									
宿泊型	(利用者数)	対角線			2	2	2	2	2
	(利用日数)				4	4	4	4	4
通所型	(利用者数)				9	9	9	9	9
	(利用日数)				27	27	27	27	27
訪問型	(利用者数)				3	3	3	3	3
	(利用日数)				3	3	3	3	3

※ 令和6年度については10月末の値

2 こども誰でも通園制度の制度化、実施に向けた検討

こども誰でも通園制度については、令和7年度（2025）に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度（2026）より、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

そのため、村内においても令和7年度からの制度化及び令和8年度からの本格実施に向けて検討することします。

本計画期間における児童推計から、対象となる児童数、利用見込みは次のとおりとなります。

【こども誰でも通園制度の概要】

- すべての自治体で利用できる制度で、保護者の働き方やライフスタイルに関わらず、子どもが保育所（園）等で過ごす機会を保障することを目的としています。
- 生後6か月から2歳までの子どもを、月に10時間まで、保育所（園）等に預けることができる制度です。

【見込み量の考え方】

- 0～2歳児の各歳1名の利用を見込みます。

【確保の方策】

- 本事業は令和8年度（2026）より実施します。
- 村内では、保育施設にすでに通っている児童と一緒に保育を行う「一般型（在園児と合同）」または、利用定員に達しない保育施設が、定員の範囲内で受け入れる「余裕活用型」が考えられます。そこで令和7年度（2025）の村内教育・保育施設での受け入れ状況をもとに、利用見込みを勘案しながら令和8年度（2026）以降の受入体制を確保します。

（単位：人）

区分	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
3歳児未満(未認定者)	46	45	47	45	44
量の見込み	—	3	3	3	3
確保の方策	—	3	3	3	3

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画の実現には、所管課である健康福祉課と教育委員会など、庁内組織の横断的な協力体制はもちろんのこと、自助・共助・公助による連携のもと、家庭でできること、地域や事業所（施設）でできること、村にできることをそれぞれが役割を担い、基本理念に掲げる「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進」していくことが求められます。

そのため、本計画の趣旨や制度を十分理解し、本計画を推進する当事者として、互いに協力した関係を構築していくために、子ども・子育て会議において子育てにかかる、各主体の取り組み状況や課題を共有し、施策・事業の計画的・総合的な推進を図ります。

第2節 計画の進捗状況の点検・評価

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置付け、計画の進行管理については、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する「確保方策」の状況、各施策・事業の取り組みや、利用実績、子育て家庭の意見等を把握し、PDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））に基づいて、定期的に子ども・子育て会議に報告し、同会議において評価を行います。

資料編

資料1 策定スケジュール

策定年度	開催（実施）時期	策 定 作 業 内 容 等	概 要
令和5年度	令和5年6月	第1回子ども・子育て会議	計画の概要説明 ・計画の位置づけ ・計画期間 ・策定スケジュール等
	令和5年11月	委託業者との打ち合わせ	Zoom ミーティング ・業務の流れについて ・調査票について
		子ども・子育て会議委員へ調査票（案）を送付	未就学児童用、就学児童用、用語解説一覧
	令和5年12月	第2回子ども・子育て会議	調査票の内容検討 ・訂正、変更、追加事項の検討 業務実施計画説明 ・策定方針 ・策定の主な流れ ・業務実施概要 等
	令和6年2月	調査開始 配布依頼・郵送日 令和6年2月5日 回収日 令和6年2月13日 ～2月末日	調査対象 ・就学前児童のいる世帯 240名 ・小学生（1年～3年生） の児童のいる世帯 210名 配布方法 ・村内小学校、保育施設 配布・回収依頼 ・村外小学校、未就園児 郵送
		調査票集計依頼（全4回） 村⇒委託業者	就学前児童 208名分 小学生 157名分
	令和6年2月～	調査票集計	委託業者による集計
	令和6年3月	第3回子ども・子育て会議	アンケート調査結果報告 （速報値報告）

策定年度	開催（実施）時期	策 定 作 業 内 容 等	概 要
令和6年度	令和6年5月～	計画策定に係る基礎データ作成 村⇒委託業者	委託業者へデータ提出 ・村人口、児童の推移 ・教育、保育利用数 ・子育て支援事業実績等
	令和6年8月～	第2期計画における施策評価作成、提出 村⇒委託業者	村子育て事業に関する施策を執行している課へ依頼
	令和6年10月	第1回子ども・子育て会議	第3期大衡村子ども・子育て支援事業計画の検討 ・計画骨子説明 ・第2期計画における施策評価説明 ・今年度策定スケジュール予定
	令和6年12月	第2回子ども・子育て会議	第3期大衡村子ども・子育て支援事業計画の検討 ・前回会議での指摘事項修正箇所確認 ・パブリックコメント実施説明
	令和7年2月	常任委員会等において計画報告	総務民生常任委員会等において議員へ説明、意見聴取
		最終修正、確認	最終修正案について委員へ協議（紙面協議）
		パブリックコメント公開 宮城県へ計画の助言を受ける	ホームページにて公開 意見聴取取りまとめ修正
	令和7年3月	計画完成	データにて完成品受理
		第3回子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画完成報告

資料２ 大衡村子ども・子育て会議条例

平成25年9月11日

条例第23号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として大衡村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育てに関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育てに関する事業に従事する者
- (4) その他村長が特に必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬の支給)

第7条 委員には、別に定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年大衡村条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成28年3月3日条例第2号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月8日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

第3期大衡村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月 発行

発 行 大衡村
編 集 大衡村 健康福祉課

〒981-3692

宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 62 番地

電話 022 (345) 5111 (代表)